

平成24年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(7日目)

平成24年6月18日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(17名)

1番 小 畑 傳 君

2番 滝 波 登喜男 君

3番 金 元 直 栄 君

4番 齋 藤 則 男 君

5番 長 岡 千恵子 君

6番 原 田 武 紀 君

7番 川 治 孝 行 君

8番 川 崎 直 文 君

9番 多 田 憲 治 君

10番 上 坂 久 則 君

11番 長谷川 治 人 君

13番 松 川 正 樹 君

14番 渡 邊 善 春 君

15番 伊 藤 博 夫 君

16番 上 田 誠 君

17番 酒 井 要 君

18番 河 合 永 充 君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席したものの職、氏名

町	長	松本文雄君
副町	長	田中博次君
教育	長	青山慶行君
消防	長	中村勘太郎君
代表監査委員		小山和男君
総務課	長	布目洋一君
企画財政課	長	小林良一君
監理課	長	南部顕浩君
建設課	長	山下誠君
農林課	長	河合淳一君
永平寺支所	長	酒井暢孝君
上志比支所	長	清水満君
福祉保健課	長	長谷川斉男君
住民生活課	長	市岡栄二君
環境課	長	椋山勇君
会計課	長	加藤茂森君
子育て支援課	長	伊藤悦子君
税務課	長	山田和郎君
商工観光課	長	酒井圭治君
学校教育課	長	末永正見君
生涯学習課	長	長谷川伸君
町立図書館	長	中村耕夫君
上水道課	長	山本清美君
下水道課	長	酒井篤男君
健康福祉施設整備室	長	山田幸稔君

6 会議のために出席した職員

議会事務局	長	南部辰夫君
書	記	山田孝明君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（河合永充君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに7日目の議事が開会できますこと心から厚く御礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれていただきますことまことに喜ばしい限りであります。どうか傍聴の際は傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

今定例会は、地球温暖化防止対策と原子力発電所の停止に伴い全国的に電力使用の一層の節減が強く求められていることから、国、県で取り組みを実施しているクールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイ、ノー上着で臨んでおります。ご理解のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（河合永充君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

初めに、6番、原田君の質問を許します。

6番、原田君。

○6番（原田武紀君） おはようございます。

私も議員生活10年ちょっと、長いんですけども、トップバッターだったのは初めての経験ですので柄にもなく少し緊張をしております。

それでは、私のほうからは3点の質問を出しておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

まず最初に、児童通学路の安全対策見直しは進んでいるのか。

ことしの4月に入って登下校中の児童の悲惨な交通事故が全国的に相次ぎ、道路で失われる命を守る対策が必要だとの機運が高まっています。

永平寺警察署は、全国で児童の列に車が突っ込む事故が相次いだのを受けて5月に通学路の緊急点検を行い、松岡小に向かう、これは県道中川松岡線の250

メーターというのは多分私のところから役場の隣の交差点までの間だと思いますけど、その県道中川松岡線は路側帯が狭く、大型車などの通行が多いと判断して小学校側に路線変更を提案したと。また、6月4日には、永平寺署と交通安全協会、保護者、教員らが児童に同行して集団登校児童の新しい通学路の道路状況を点検したという新聞報道がありました。

これは、一番全国的にショックだった事故というのは、京都府亀岡市の登校中の小学生と保護者の計10人がはねられまして、保護者を含む3の方が亡くなったと。それから相次いで4月に千葉県でもバス待ちの小学生がはねられるという、そういう痛ましい事故が起きておりますし、それらを受けての話だと思いませんけれども。

まず、通学路の緊急点検、これは全町的に実施されたのか。また、永平寺署主導の点検以外にも学校独自の点検、検証というのは行ったのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきます。

児童生徒の通学路につきましては、常日ごろより安全確保に努めております。

新年度より、永平寺中学校では自転車通学の生徒が一部区間、遊歩道を利用できることに変更しましたし、吉野小学校におきましても県道稲津松岡線の新道開通によりまして一部通学路を変更しております。これは交通の状況等に配慮したことによるものでございます。

さらに、京都亀岡市の事故があったことによりまして、再度通学路の点検をするよう全学校に指示をいたしました。各学校では、通学路の点検について校長を中心に実施をしております。点検の結果、松岡小学校の通学路につきまして一部変更をしました。そのことは新聞等でご存じのことと存じます。変更の際には、学校長が永平寺警察署と協議させていただきました。全学校において児童生徒や保護者に注意を促し、あわせて指導も行いました。

また、今月12日火曜日に県下一斉の安心通学路スクラム作戦が実施されまして、本町の学校も教員、PTAが参加をしております。

永平寺町としましては、今後とも絶えず通学路を点検する体制の強化を図り、地域、関係機関と協力しながら通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 学校教育の面では今課長が申し上げたとおりでありますけれども、その他、生活安全あるいは交通安全対策といった取り組みについてお答えをさせていただきます。

まず、通学路の安全確保といったことで、町の交通指導員によります街頭指導というものを行っております。それから道路標識の設置あるいは交通規制、ガードレール設置などの交通安全施設の整備、こういったことを取り組んでいるところでございます。また、それに加えて、町内の小中学校あるいは幼稚園、こういうところに指導員あるいは警察の職員が出向きまして交通安全教室というものも実施をしているところでございます。

また、本年度から、学校付近あるいは通学路を明るく安全にするためにLEDの電球を使用した、そういった街灯の整備を実施していく予定でいるところでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） きょうはこの質問に対してはほかにも何人かの議員さんが質問されますので、私のほうからは少し簡単にとどめたいと思うんですけども。

私の町内の見直しの記事が、この新聞報道では葵1丁目ということで載っておったんで、多分通学路の一番大きな変更の町内ではなかったかなと。私の家の前というのは清流地区の木ノ下の小学生の皆さんも上がってくるわけですけど、その方々はどうも冬場の通学路に変更されたということで、松岡の観音町1号線踏切というんですかね、葵3丁目の踏切を渡るようになってこちらへ上がってこなくなっただけでないかと思っておりますし、私の町内の一部ですけども、今の私の前の交差点を渡って、それから田中の花屋さんのあの角をずっと上がって、舟岡のたばこ屋さんの角を曲がって、渡邊議員の前を渡って踏切を渡って、それから踏切を渡った後にずっと今度はイズミの時計屋さんを下がって、よしくらの前を渡って役場から国道まで出て、それから信号機のある春日の交差点までさらに下がって交差点を渡って通学するように変わったということで、ちょっといろいろ町内の父兄の皆さん方に話を聞いてみますと、これはある種いろんな方の立ち会いのもとに、警察の指導もあって変更したんですからやむを得ないなという感じなんですけれども。

登下校時の距離が今までですと250メートルで、すっと行けたのがもう3倍

以上の距離になりますね。そういったときに、その距離が長くなればやはり事故の危険性というのは高くなるので、その辺の問題はどうだろうか。それから、下校時の問題が一つ心配だというお話を聞きます。下校時は全校生徒が一斉に帰ってくるわけじゃないんでばらばらになってしまうし、そういうときに、どうも下校時も通学指定路を通れというふうな指示らしいので、親御さんが迎えに行っても車での送迎はだめだよというふうなこともあるらしいんですけれども。それから、sonだけ距離が長くなると冬期間はまた変更してもらえるのだろうか。距離が長い分、かえって冬期間の心配がふえてくるんじゃないかなと、そういうふうなご心配というのが主な点でした。

それで、今回の緊急点検で通学路にガードレールなどの防護さくの設置を必要とする箇所はなかったのか。ガードレールを設置するといったって、財源が伴いますからそう簡単にはいかないと思いますし、町なかですとお店をやっておられるところ、それから皆さんの車庫の前なんかはもうどうしようもないですからガードレールの設置もかなり制限されると思いますし、いろんなことがあるんで一気に進まないと思いますけれども、将来的に 地区や育友会、PTAなどから設置要望などがあった場合にはどう対処されるおつもりか。

以前に御陵小学校でキッズデザイン事業という、PTAの皆さん方とそういう通学路とかも含めて小学校の周りの危険箇所を洗い出して、そしてそれを建設工事で片づけるという県の補助事業があつて、それからその事業というのはどうも単年度で終わったみたいなことを聞いているんですけれども、この辺のキッズデザイン事業というのは今後もこういったことでは必要なのではないかなと。

意外と日常ぼんやりと過ごしていますと危険箇所というのは気がつかないんですけれども、そういう意識を持って通学路を歩いてみるとかなり危険だという箇所も出てくると。この前、議会と語ろう会の中で鳴鹿なんかへ行ったときも幾つかそういう細かい点での、ここが危ないんだよというお話が出まして、町にはお願いしてあるんだけど、議会もさらに後押ししてくれというお話もありましたし、その辺について少し見解があれば教えていただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきます。

まず、通学路の点検を実施する際に指示した事柄でございます。

教育委員会から学校へ次のような指示をさせていただきました。通学路の危険箇所の把握につきましては、1つ目としまして、車道と歩道との区別があるかな

いか。2つ目としましては、歩道の幅が児童生徒の通行に十分であるかどうか。それから3つ目としまして、遮断機のない踏切があるかどうか。4つ目としましては、見通しが悪いかどうか。5つ目としましては、交通量が多いかどうかということで、この5つにつきまして点検をさせていただいております。

その結果、先ほども申しあげましたように、通学路の一部変更をしたのが1小学校ということで松岡小学校、それから児童生徒、保護者に注意喚起を促したのが4小学校ということで、吉野小学校、志比小学校、北小学校、上志比小学校と2つの中学校、松岡中学校、上志比中学校でございます。3つ目としましては、保護者や地域住民等による見守りや付き添いの強化をしたのが3小学校ということで、吉野小学校、志比南小学校、上志比小学校ということでございます。

ご質問のガードレール等の設置が必要との要望につきましては、要望はございませんでした。

それから、学校教育課としましては、今後の要望等につきまして町の方針についてのご質問ということでございますけれども、毎年PTA等から、町内の通学路を含めて町内の危険箇所の改善要望が提出されております。町としましては、改善すべき箇所につきましては改善し、または関係機関等に改善の要望を行ってきました。今後もこれまで同様に児童生徒の安全確保に向けまして対応していきたいと考えております。

また、先ほどキッズデザイン事業のことをおっしゃっておられましたけれども、これについて、このような事業がありまして有効に活用していかれるかどうかというような適当な事業がございましたら、学校教育課としましても持っていきたいなと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） こういう事故が起きたということで、私自身もそうなんですけれども、そういう点の対策は今まで十分だったかという、そういう面がかなりあるんで、ぜひ今後、例えば、私の町内ばかり言ってもあれなんですけれども、県道の中川松岡線が危険ならある種ガードレールをつけられる箇所もあるんじゃないかなと。そういう場合にそういうものをつけて直線的に250メートルを行ったほうがいいのか、それともぐるぐるぐるぐる回ってその3倍か4倍の距離を通学するのがいいかというのは、今ここでは私もどちらがいいとも言えないですし、対策が進まない以上、今の現行の通学路を変更したのはやむを得ないかな

とは思っておりますけれども、その辺も含めて少し。

こういう一つのショックがあった事故を契機に町全体としてはやっぱり抜本的に考えてみる必要があるんじゃないかなと。だから今までやったら私のところのとらえ方は、そんなもん、ガードレール設置せいといったって財政的にかなり要るしなかなかいかなとか、どうもそういうことでさっと片づけておったような気がするんで、その辺は多少、少しガードレールを二、三十メートルつければかなり安全が改善されるという箇所だったら設置したほうが私はいいと思うんですけども、その辺のお考えといいますか、ちょっとそれだけ聞かせていただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） ガードレール等の交通安全施設の整備でございますけれども、これはもちろん私ども総務課のほうでも交通安全パトロールを実施しておりますし、道路管理者であります担当であります建設課のほうも道路の管理のためのパトロールというものを行っております。そういった中で、今おっしゃるようなそういう危険箇所の把握に努めております。そういうことで、道路交通法上のいろんな規制看板あるいは法定外の指示線といいますか、そういうものの整備、そしてガードレール等のそういった整備に十分生かしているつもりでございます。

そういったことで、特にガードレールの整備ということになりますと、子供の通学の安全のみならず自動車の通行等も十分考えなければならない部分がございます。そういった意味で、警察署あるいは地域と整備について十分連携をとりながらそういったものを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） ガードレールのほかに、踏切についてはこれは今の箇所ですやすということがまずほとんど不可能かと思えますけど、国道あたりの押しボタン信号機、信号機のある交差点から交差点というところかなり長いですから、その途中で押しボタン式の信号機なんかをつけるのも一つの方策だとは思いますが、これもなかなか。私も別の箇所を要望しておっても、何か福井県では1年間に5カ所ぐらいしか設置できないような予算しか持っていないということになるとなかなか困難だということはわかっているんですけども、この辺やはり県にも働きかけてもう少しこういう予算をふやしてもらおうとか、そういう働きかけも必要じゃないかと私自身は考えております。

そのほかに、あと対策としては、警察庁は昨秋から小学校や幼稚園がある住宅地の生活道路を時速30キロ以下にする区域指定、これはゾーン30（さんじゅう）というんか、30（サーティ）というんか何かわかりませんが、そういうものを始めたけれども、本町にそういった該当するような箇所はあるのかなのか。

それと、ぜひこの辺の安全対策に対する設備投資も含めて、町長なんかの決意を聞かせていただければありがたいなと思います。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 非常に痛ましい事故が発生しておりまして、永平寺町でもそういう事故が起こらないようにしなければならぬということでありまして、先ほどもお話ありましたように、私のほうにも小学校、中学校のPTAから直接いろいろお話を前に上げていただいております。庁内で、役場内で関係課が集まっているいろいろな検討をしておりますし、教育長さんのほうにもいろいろお話をしております。

今、通学路の変更とかいろいろなお話もいただきましたが、とにかく事故に遭わないようにしなければならぬということでありましてこれから新たな考え方で、例えば速度規制もありますし、それから信号機も、今お話ありましたように、いろいろお話聞いておりますので町内で十何カ所ぐらいは県と話を進めておりますがなかなか全部というわけにはいきませんので、そういうことも強力にお願いをしております。上志比から永平寺から松岡に聞きますと信号機が非常に必要なところもいっぱいありますので、学校の子供たちの関係もありますし、それから地域の生活の関連でもそういうものもありますし、いろいろな面で信号機も要望、県のほうといろいろ話をしておりますがなかなか一遍にはいかない。これまで幾つも信号機をつけてきましたけれども、これからもそういうことでしていきたいと思っております。

今、ガードレールのお話もありましたが、とにかく危険箇所を少しでもなくすようにしたい。あるいは、いろいろな形で子供たちの安全や、それから通常の生活も徐々に考えていきたいと思っておりますので、またいろいろとご意見をいただきながら進めたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） ゾーン30についてお尋ねがありましたのでお答えをいたします。

昨年の10月に、警察庁のほうがこのことについて打ち出しをしたところでございます。基本的な考え方といたしましては、市街地の中で2車線以上の幹線道路あるいは河川あるいは鉄道といった物理的な境界で区画された、そういった市街地の中でのブロックを選定をいたします。そしてブロック内では自動車の通行よりも歩行者あるいは自転車の安全確保が優先されるような、そういった道路に選定をいたします。そして最終的には自動車の速度を30キロ未満にすると、こういった考え方をもって市街地の一部のブロックをゾーン30といったような形で設定をするというものでございます。

これを実現するためには、やはり地域内のそのブロック内の住民の方々の同意あるいは経済的なそういう予算の確保が必要になります。そういったことで、福井県内ではこのゾーン30が設定されているような、そういう地域は今のところございません。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） これについてはかなり ということやね。街灯のそれから比べても。

いずれにしても、キッズデザイン事業は子育て支援室で今までやられておったということなんですけれども、学校教育課長からこの辺は地域からの要望は聞いて随時やっているんだというお答えはあったんですけれども我々の目には余り見えてこないんで、やはりそういう事業みたいなことで年1回きちんと点検して、それをきちんと財政に反映させるというようなシステムづくりをぜひお願いして、これについては終わりたいと思います。

次に、県道稲津松岡線の松岡公園下の急傾斜地の山崩れとその消雪対策の解決策はということなんですけれども、5月に実施しました議会と語ろう会の、これは春日3丁目の会館をお借りしてやったんですけれども、春日地区で県道稲津松岡線の松岡公園下の山崩れの抜本的解消と消雪装置新設、これは前々から要望しているんだけど実現しないんでという再要望がありました。山崩れの件は町の土砂災害ハザードマップで急傾斜地の崩壊による土砂災害特別警戒区域に指定されております。過去に何度も山崩れが起きているということで、また吉野地区への幹線道路でもあります。私、ここのところが通学道路になっているのかなと思っておりましたけど、中学校の通学道路は裏道を通っているということでどうも該当しないらしいですけれども。

いずれにしても、県道であり県への要望が必要と思いますが、その要望という

のは出ているのか。

それから、これは松岡公園整備事業と絡めて急傾斜を解消する抜本的解消事業はできないのかという、これは町民の方からの意見なんでこれを絡めてというのは少し、補助事業は私自身はちょっと難しいんじゃないかと思えますけれども。それから、町民の方から出たんでは、「町民清掃の日などには、いつもあこ掃除するんだけど、毎年毎年相当量の土砂を撤去することをやっている。それを見ると今にこの大崩壊が起きないかということが心配になってくるんです」というような意見もありました。

いずれにしても県道の問題ですから、この問題で県との間にどのようなやりとりがあり、また将来的に解決を図ることができるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 松岡公園西側斜面の急傾斜地につきましては、平成10年8月に梅雨前線豪雨災害によって被災したため、町では県に対しまして急傾斜地崩壊対策危険区域の指定申請を行い、平成11年度、急傾斜地対策事業として整備、復旧いたしました。

また、被災箇所と連続した、今ほど議員さんのおっしゃっていましたが南側斜面におきましても急峻であることから、町ではこれまでに県と現地立ち会い及び施工対策について協議してきたところでございますが、整備の方法等につきましては、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の範囲で落石防護さく設置工や斜面を安定させる工法の選択と詳細な内容、規模等についても検討する必要があります。急傾斜地崩壊対策危険区域の指定によりのり面保護工事を実施するには、土地所有者の無償による用地提供と立木伐採等が必要となりますので、地権者を初めとする関係者と地元のご理解とご協力が必要不可欠となります。

また、現在整備しております松岡公園整備事業につきましては、原田議員さんがおっしゃっていましたが、都市計画公園事業であることから急傾斜地対策事業等の他の事業との関連整備はできないことになっております。

しかしながら、昨年、県道稲津松岡線沿いの、まず道路を保全する観点から、見通し（視距）の確保として南側上部斜面の支障雑木を伐採させていただきましたが、通勤通学路として重要な幹線道路でありますので、安心して安全に通行できますように今後とも県と協議を進め、対策が図れるよう要望してまいります。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） これは地権者の無償の承認が必要だということになるとこの辺でかなり、ちょっと私も一步下がってしまうような感じもありますけれども、いずれにしても、何とかひとつ理解を得るように進めていただきたいと思います。

それから、柴神社から松岡清水区交差点までの消雪装置の新設の要望というのは、これは坂道で朝は日陰になりますし道路が凍結するということから、これは何回も要望をしていると私も承知しておりますし、ですけれどもそのたびに、どうも消雪水の井戸の確保ができないとの理由で、今まで春日地区ではかなりいろんな井戸の水源の、何か地図も示していただいてこの辺はできないんだというようなことも記憶はしているんですけれども。この地区の方はどうも中学校裏とか豊島繊維の裏にわき水もあるんだとか、それからあこに芝原地区の田の水を引く水路みたいなものがあるんだということ、山水ですね。中学校の谷の水。だからそれはもちろん田植えが始まった時期では全く使えませんけど冬場は可能ならば、水利権の問題もあって難しいんだとは思いますがけれども、使おうと思えばそれも話し合いによっては可能ではないかなと。いろんなことも含めて非常に大変な問題だとはわかっているんだけど、ぜひ何とかしてくれないかというのが地区の要望でした。

その辺について、ちょっとご答弁お願いします。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） これまでも消雪設備の新設要望がございました。

町において調査いたしました、県道稲津松岡線沿線では、おっしゃるとおり地下水が不足していることから、現在は県に対して、荒川の松岡吉野塚付近で消雪取水を行っております県道京善原目線の消雪設備を利用して県道稲津松岡線への消雪が可能かまず検討を要望しております。

先ほど議員さんおっしゃいました豊島繊維の裏の話でございますが、ちょっと私どもその話は聞き及んでいるわけでございますが、今の県道稲津松岡線の取水の散水面積がかなり広がっておりますので、現在のその量につきましては非常に足りないというようなことでこちらのほうでは判断しております。距離もかなり長い、あるいは県道ですので道路の幅員も大きいということで非常に少ないというふうに感じております。

また、先ほどの用水のことにつきましてはまだ検討はしておりませんので、こちらのほうにつきましてはまた今後調査をさせていただきたいと思っております。

す。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 水源の問題で非常に大変だというのはこちらもわかっているんで、町民の方もその辺はわかっているんですね。ですけれども、かなり危険だというふうなことで何とか知恵を集めてやってくれないかというのが要望ですから、水量が足りないなら一部でもやるという手もあるでしょうし、ひとつぜひ柔軟に対応していただきたいと思います。

それでは、3点目の松岡公民館の耐震化を含めたリフォーム、改築に町民の強い要望があるということですのですけれども、これは昨年12月定例会で同僚の渡邊議員が同様の質問をしていますのでこれは再度の質問になりますけれども、最近私も松岡公民館の耐震化工事も含めたリフォームについては何とかならんのかという苦情をよく聞くようになりました。

松岡公民館は昭和54年（西暦1979年）の建設で築後33年を経過しています。旧松岡町市街地の中心に位置し、えちぜん鉄道の松岡駅に近く、町民にとっては非常に利用に便利な立地条件を備えています。しかし、そういった老朽化が進んでいることからサンサンホールやふれあいセンターのようなスライド式の座席ありませんし、私もよく円卓室なんかも利用させてもらってますけど、円卓室のいすなどは座るのが気持ち悪いほど変色しているということですから、カーテンも含めてかなりひどいという状況です。

渡邊議員への答弁を調べてみますと大々的な補修は困難だということですがすけれども、さきのサンサンホールとかふれセンと比較すると余りにも差が大き過ぎ、そのために町主催の講演会や室内イベントというのはほとんどがサンサンホールやふれあいセンターで、松岡地区の町民の不満はかなり大きいものがあります。私自身はこれ、前にふるさと創生基金に2億円があったわけですから、ここに何で充当しなかったんかなということでもちょっと反省もしているんですけども。

消防庁舎の移転が決まれば、松岡公民館を使用している教育委員会等の関連各課が現在の消防庁舎へ転居できると思いますが、せめてその時期でもよいので何とかならんのかということをお聞きしたいと思います。

それから、旧松岡町時代に耐震診断を実施しているという報告は聞いているんですけども、これは平成12年10月ごろだと聞いておるんですけども、その結果は参考になるのか。

それから、ふるさと創生基金は23年度末残高で7,785万ほどあるわけですが、これは基金の条例をつくって学校のそういう耐震化にしか使えないということで議会が議決しているわけなので今さらそんな話を持ち出すのはおかしいかとも思いますけど、いずれにしても、その辺も多少活用できないのかなという思いもありますし、ぜひお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） 松岡公民館の耐震化を含めたリフォームについてでございますが、まず1点目のサンサンホール、ふれセンと比較すると施設の差があるということでございますが、議員もおっしゃっておりますが、松岡公民館は1979年（昭和54年）に建設され、ことしで33年を経過しようとしております。松岡公民館は好立地にありますが、経年劣化によりさまざまところに不都合が生じておるのが現状でございます。また、車社会となりまして駐車場が狭く、日々の受講生の駐車にも苦勞しておるのが現状です。講演会やイベント実施の際には役場駐車場の利用とか職員駐車場を利用させていただいておるのが現状でございます。

議員仰せの公民館円卓のいすの件でございますが、今年予算に計上しておりますが、ただいま修繕中でございます。今、仮のパイプいすを使っているような状況でございます。それとカーテンにつきましては昨年度予算につきまして全館新調しておりますので、カーテンは工事は終わっております。また、補修できるところは毎年実施しておりますので、大きな改修というのはなかなか手をつけることはできないんですが、精いっぱいのところをやっているところでございます。

また、消防庁舎移転が決まれば教育委員会等の関係各課が転居できるかということでございますが、時期が参りましたら協議、検討したいと考えております。

また、耐震診断の件でございますが、建築物の耐震診断も我が国の地震被害を教訓として少しずつ変わってきております。1950年（昭和25年）に建築基準法が制定されてから建築基準法の耐震規定もRC造りに関しましては大きな改正が2回行われております。当公民館は平成12年8月に実施しておりますが、基本的な考え方としては変わっておりませんので、診断結果は今後の耐震計画、補強工事をする際に検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 渡邊議員の質問でも課長の答弁はいつもあの程度で、小規模

修繕はやらせていただきますけど大規模改修はできないよという答弁で終わっているんですけども、この辺は、今の消防庁舎の移転はどうなるかはまだはっきりと町長の口からはできないと思いますけれども、その辺も含めていずれ耐震化というのは必要になるんで少し前向きなお答えをぜひ町長の口から聞きたいんですけれども、いかがでしょう。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 昭和54年の建物ということで33年経過しております。町内に永平寺の支所は、46年が開発センターで、それから上志比支所が47年、五十何年が今の永平寺の支所です。そういう状況の中で同じ建物のところに来ていますので、そういうことも含めて総合的に考えていますのでもう少しお時間をいただければと思っております。

○議長（河合永充君） 6番、原田君。

○6番（原田武紀君） 私の口からは、もちろん合併したんですから新しいサンサンホールやらとかふれセンの活用というのは、これは結構だし、やむを得ないということなんですけれども、ほとんどの重立った講演をそこでやるということになればどうしても旧松岡町民としては参加しにくいということがあって、私どもも合併したんだからそれはやむを得んよということも言っているんですけども、やはりたまには松岡公民館でもそういうことをやってくれんかという要望もかなりきついということなんで、ぜひその辺も踏まえてよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（河合永充君） 次に、4番、齋藤君の質問を許します。

4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） まず冒頭、私たち、去る5月末、町内各地に出かけた議会と語ろう会について一言申し上げたいと思います。

私、個人的には反省するというか、大変勉強をさせられたというか、改めて議員として考えさせられたことが幾つかありました。その中で、「こういう説明会、報告会をすると、財政が厳しい、財源がない、予算がない、このような話し合いの場で常にその言葉が出てくる。財政をやりくりしたり、また節約したり財源を探したり確保することが議会や議員の仕事ではないのか」とのご意見がありました。自分自身の利益のためや個人的な考え、思いだけで発言したり行動するのではなく、多くの有権者の負託を受けた一人の議会人として、町民の立場に立って、

町民が望んでいること、町民の利益のため、相手のことを思いいつでも行動し、胸を張って議会活動を続けていく。このことが議員としての使命だと思っております。

理事者の皆さん、皆さん方も相手の立場に立って、町民のため、町民の利益につながる施策を考え、そして議会にご提案いただき、議会もそれを真摯に受けとめ、議論を重ね正しい決定をする。これが真に町民のため、町民の利益につながるものと思うのであります。

さて、私は2件の質問を通告してあります。

まず、子育て支援でございます。

去る12月、3月の定例議会においても同じような質問をさせていただいております。しつこいようではございますが、この永平寺町、松本町政の大きな目玉として、この子育て支援については他の市や町に先駆け各種のいろんな施策が打ち出されております。私はもっともっと奥深くきめ細やかな子育て支援ができないものかと、去る12月、3月の定例議会の一般質問においても幾つかの提案や提言をさせていただいております。

このことについて、所管である担当課長としての素直なご感想、ご意見をお聞かせいただければ幸いです。

○議長（河合永充君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） お答えいたします。

前回の定例議会においてもお答えさせていただきましたが、子育て支援課といたしましていろいろな支援を行っております。一時預かり、特定保育事業、ゼロ歳児保育、延長保育、病児デイケアー促進事業、ママと赤ちゃんのふれあい講座、すみずみ子育てサポート事業、えいへいじ・ほのぼの子育てサポート事業、すくすく保育支援事業、すこやか子育て講演事業、それから、福祉保健課、町立図書館、子育て支援課の3つ課で取り組んでおりますブックスタート事業、また、ことしの4月からの新規事業といたしまして、子育てを夜間などに短期間支援します夜間・短期入所保育事業など、お子様の健やかな成長のためのさまざまな事業を行っております。

訪問活動ということで、近年は町内においても核家族化が進み、小さなお子さんを連れて出かけられることはなかなか大変なことだと思っております。中には他人が家の中に入ることを嫌がる方もいらっしゃいますが、訪問活動は子育て支援の一つとして必要だと考えております。若いお母様方はインターネット等によ

る豆知識はございまして経験豊かな家族がいない中であって、訪問しての相談や指導は役に立っていると考えております。

前回は申し上げましたけれども、新生児の乳児をお持ちのご家庭には、子供の成長や母親の体などの悩みや不安などについても相談活動として保健師が全家庭の訪問活動を行っております。また、子育て支援課では、支援センターに資格を持った指導員2名を配置しまして全地区の子育て家庭の悩み事などの相談に応じるなど、保健師と連携をとりながら訪問活動を行っているところでございます。

訪問活動の回数を現状よりふやすことについての検討でございますけれども、議会終了後、福祉保健課の課長や当課の関係職員とできることはないかということを検討いたしました。福祉保健課との連携につきましても、常にこれまでも情報交換などを行っておりますが、それぞれの課の訪問事業についてこれまで以上に積極的にPRを行うことといたしました。また、子育て支援課では訪問相談などのチラシを置く場所をふやし、気がかりな方々には、これまで行っております声かけに加え、チラシなどもご家庭に配って事業の周知を行うことといたしました。

今後も関係課と連携をとり、住民のニーズをはかりながら積極的に子育て支援を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 大変明快なご回答をいただき、ありがとうございます。

今、本当に永平寺町の目玉、町長がしている目玉の第一でございます。所管の課長として、子育て支援につきましても本当にご検討をいただきますよう、ご検討というよりも実施に踏み切って、新しい事業は新しく、前もって、先もって、よその市や町がまねをできないような施策をすることが永平寺町にとってよいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと子育て支援センターのことについてお伺いをしたいと思います。

子育て支援センターの活動内容を、ちょっと課長として何か実態を把握したり子育て支援センターに出向いてされたことがあるのでしょうか。それから、これは毎日開いているものかどうかというのですけど。ちょっとお願いします。

○議長（河合永充君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） お答えいたします。

子育て支援センターは町内に5カ所、センターそのものとしては3カ所なんで

すけれども、開設している場所は5カ所ございます。上志比ではやすらぎの郷、永平寺地区では保健センターの中、それから松岡地区は翠荘の中と御陵のコミュニティセンター、あと吉野地区の吉野の幼稚園の中にセンターを開設しております。ただし、松岡地区の吉野地区なんかは毎日開設しておるわけではございませんけれども。

あと、ほかのところでは月曜日から金曜日まで開設しておりまして、そしてお母様とかお父様などが9時半から11時半までおいでになりまして子供さんを遊ばせたり遊ばせる中で子供同士の成長を図ったり、それからあと親御さん同士が情報交換というんですか、そういうこともなさっておいでます。その後、訪問活動でございますけれども、支援センターということでお客様がおいでになるのは11時半までなんですけれども職員はずっとおりまして、その間、先ほど申し上げました訪問活動についての内容の説明とか、もちろん電話もかかってまいりますし、そしてそこに午後おいでになってのご相談もでございます。

昨年度に実績でございますけれども、訪問いたしましたのは5人で延べ15回でございます。それから子育て支援センターに午後來場されているいろんなこと、悩み事などの相談がございましたのは16人で延べ17回、そして電話でのご相談が4人で4回ございました。

そういった活動をできるだけ、ご家庭にいらっしゃる方ももちろんそうですけれども、親御さん同士の情報交換といえますか、そういったこともしやすいような支援を行っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） ありがとうございます。

開催されている内容を聞こうと思うんですけど、ただ、その場所に行きますと年齢幅があるんですってね。大きい子と小さい子。毎回ではないですけど、時たまやっぱり小さい子だけを対象にするとか、また大きい子だけを対象にするとかというふうな方法の考え方もできないかと。

それからもう一つ、勤めているお母さん方、保護者の方、土日でも1回ぐらいは開いてもらえないかとかというふうなことも聞いております。というのは、平日やっぱり働いているのでなかなか行きたくても行けない。となると、保育園へ預けているんですけど、まず保育園とはちょっとまた違うというんでそういうふうな希望もあります。これは人数は少数かもしれませんが、幅広くきめ細やか

な子育て支援の中でもし取り組んでいただけるものならば一応土日のことも考えていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（河合永充君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） 今ほどいろんなご提案をいただきました。

大きさによって、子供さんの育ち方によって支援センターの開設日を変えるとか、それから土日の開設ということですがけれども、土曜、日曜は月2回ですけど、これは特にお父さんを対象にいたしまして、お父さんと子供さんが遊んでいたかどうかということで開設をしております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） ありがとうございます。

次に、放課後児童クラブについて、その現状と問題点。去る3月の議会でも質問をさせていただきましたら特に問題点やそういうふうなことはないというお答えをいただいております。

しかし、今回、夏休み中における児童クラブ利用者がプールに行けないというふうな声が聞こえました。たしか一昨年までは行けたと、ところが去年からプールが利用できなくなったと、何か利用できる方法はないのかというふうなことを聞いております。

去る7日の日に何か保護者との話し合いをされたと思いますが、その内容を含めてそのことについてちょっとお伺いをいたしたいと思います。

○議長（河合永充君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） お答えさせていただきます。

最初に申し上げますと、プールに行けないということではございません。

夏休み中におけます児童クラブ利用者のプール利用について、まず町内の現況を申し上げます。町内にございます8クラブのうち7つのクラブにおきましては道路を隔てて敷地外のプールに行かなければならず、その場合には安全上の問題とか人的問題などから、習い事やスポーツ少年団などに行かれるときと同様に外出扱いといたしております。そのため、保護者などに送迎をお願いしているところでございます。昨年度、7クラブのうち、保護者全員が1回ずつ交代して子供たちの送迎を行いましたのは3クラブ、ほかの2クラブはご自分のお子さんのみとか二、三人が交代して送迎を行いました。翠荘内にあります松岡の2つの児童クラブでは、保護者におけます送迎は行っておりません。

次に、上志比児童クラブ利用者のプールの使用につきまして、これまでの経過を申し上げます。

平成22年度までは児童クラブの職員がプールへの送迎を行ってまいりました。しかし、ほかのクラブでは保護者による送迎を行っていること。また、クラブ員がふえている中、近年、自動車や自転車の出入りが非常に多くなり送迎の際の危険度が増していますし、プールに行く子、行かない子があって少人数の指導員では2カ所に分かれている子供たちを見守ることに安全面で不安があること。プールに入る時間が児童の体調によってさまざまであり、先に上がった子供たちが体育館やグラウンドで遊んでいるなどで探して歩かなければならず、また、プールの送迎ができるならば少年野球などへの送迎もすべきといったこともございまして本来の仕事ができなくなる可能性があること。上級生の親は小学生の保護者会でのプール当番に出なければならないということなどの理由によりまして、昨年度より保護者に送迎をお願いいたしました。昨年は初めてのことでありご自分のお子さんのみや三、四人で交代して送迎を行った方が多く、子供たちは今までのようには毎日プールには行けず保護者からの不満も出てまいりました。

そこで、ことし改めて保護者会を開催し、ほかのクラブが行っています当番制による送迎をご提案させていただきました。それに対する保護者のご意見は、ほとんどの方が「半日ほどのことならば協力します」という方、「万が一事故がある場合には責任を親が持つから、今までどおり職員で行ってほしい」「会社を休めない」「シルバー人材センターに送迎を委託してもらえないのか」などさまざまなことが出、再度会議を行うことになっております。

子育て支援課といたしましては、できるだけお子様にプールで遊んでいただきたいと思っておりますけれども、送迎につきましては昨年同様、保護者の皆様のご理解とご協力をぜひ賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 普通の児童クラブに入っていない子供さんは、プールにもやはり保護者が連れていくんでしょうか。これはちょっとそれですけど。学校のクラブに入っていない子供さん、夏休みは。ちょっと参考までに。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） 今ちょっと把握してございませんので。個人で子供が歩いていく児童もおりますし、父兄の方が送迎する場合もあろうかと思ってお

ります。

以上です。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） いろんな安全面、先ほど原田議員もいろんな子供さんの安全通学、いろんなことを考えるとどちらの言い分もあるんですけど、夏休み中プールが利用できないって本当に子供にはかわいそうなんですね。特に上志比のあそこ、もう見えるんですね。見えるところで一方の子はわあわあ騒いで。プールが見えるんですね、あの地区。片一方では入れないという、何かそういうところがあるんですね。何かこれ考えられないですかね。例えばその期間だけ人を雇うとか。

昔ですけど、過去に上志比に、ちょっとケースは違うんですけど、学校から帰る子供がそのまま児童館へ来ずに途中でどこかへ行ってしまうという子がいたんですね。民生児童委員さんがそれを委員会で取り上げて、委員さん交代で帰るころに迎えに行くことにして、これは通学のことなんですけど、週に5日間で民生委員さん10人いたんですかね。そうすると2週間に1回ですかね。そういうふうなことでローテーション組んでされたというのがありました。

民生委員さんを使えというのではないんですけど、そういうふうなほうにも話をするとかあらゆる方面にこういう手を打つとか、それからその時間帯だけちょっと雇用するとか。保護者は勤めているから児童クラブに預けるんであって、保護者に交代で出てくれというのはちょっと私は無理な話かなと思うんで、そういう方法は何かとれないもんですか。

○議長（河合永充君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） お答えいたします。

子育て支援課としましては、先ほど申し上げたように、せめて半日ずつでございますし、上級生になるとどうしてもプールの当番に行かなきゃいけないというふうなこともございますので、ぜひご協力をしていただきたいと思いますと思っております。

上志比地区だけじゃなくして、永平寺町全体の児童クラブとして今後どうしていくべきかということにつきましては検討してまいりたいと思っておりますけれども、これというものは今のところは思っておりません。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） ほかのところも、もしその新

しい、交代するんでなく進めていくことなんで、ほかのクラブでももしできるだけプールとかそういうのを夏は利用できる。毎日じゃなくてもいいと思うんですけどね。何か利用できる方法、本当にこれ一遍考えてみてください。父兄ともいろんな話をされているというのは聞いております。7日の日にもされて結局結論が出ずに終わったというのも聞いております。人数は確かにそれは少数の方なんです。数は少ないと思うんです。上志比、児童クラブに入っているのは何人ぐらいですかね。そう考えると少ないんですけど、やはり何度も言いますが、せっかくこの永平寺町は子育て支援で名を上げている町でございますので、小さな町だからこそできると思うんです。小さな地域だからこそいろんなことができるが幾つもあると思うので、ぜひともきめ細やかなところをもう一度、再度ご検討をいただきまして。

議会報告会でも言われたんですけど、「おまえらは検討するとかそんなことを言って何も、検討したその結果はどうなっているんや」と言われたこともありましたけど、「検討するとか前向きに、わかりましたとかって返事してもその後どうなっているんや。いつまでも検討でいつまでも前向きではだめや」とも言われました。本当にもう一度内部で調整をいただき、そしてぜひともその実現の運びをひとつ強くお願いを申し上げたいと思います。

○議長（河合永充君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） 検討するとなるとご自分たちで送っていただくか、それから今ほどおっしゃりました、ほかのところに委託するとか、それから町の職員を雇うとかというのをごさいますけれども、町の職員を雇うというのはなかなか難しいと思うんです。それだけのためにというわけにはまいらないと思っております。

それから委託に関しましては、児童クラブに入られていない方との関係もございませうけれども、例えばほかへ委託をお願いするとなると負担金の関係とかそういったことも検討しなきゃいけないと思っておりますし、それからそのほかご自分たちがどこかに委託する。今、永平寺町にはすみずみサポート事業というのがございますのでそういった方法もあるとは思いますが、やはり金銭的な負担が保護者の方にかかるということもございませうので今後考えてまいりたいと思っております。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

中にはボランティアセンターというのもございますのでボランティアの方を利用するとか、先ほど言った民生児童委員会にもそういうふうなことを投げかけるとか、一遍あらゆる手を尽くしていただいて、保護者との話し合いも含めてぜひともご検討を願いたいと思います。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

11時20分から再開いたします。

（午前11時09分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 2つ目の質問でございますけれども、定住の促進について伺いをいたします。

きょう現在、町営住宅に入居希望されているとか申請を出されているとかあきを待っている人、どれくらいの数か。また、その待っている年数がわかりましたら、あわせてお知らせ願いたいと思います。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 現在、5世帯12名の入居希望申し込みがございます。

まず、入居の希望者の内訳といたしまして、松岡地区1世帯、永平寺地区2世帯、町外者が2世帯となっております。この中での申込者の中には1年近く待っておられる方もございます。しかし、このような方は入居を希望する団地及び部屋の指定をしている方々ですので入居可能までに時間的な差が出ておりますが、団地あるいは部屋などの指定をしなければ短い期間で入居することが可能となっております。

以上です。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 上志比地区のことでございます。今度温泉施設ができるということでございますけど、合併後、非常に寂しくなった。前にも申し上げたとおり、上志比が寂しいと言われるような地域になってまいりました。私は合併のときに、「合併してもこれ以上よくはならない。しかし、これ以上悪くなくなれば合併の効果があった」ということを申し上げてきましたが、何か合併後非常にいろんな声が、寂しくなった、悪くなったというような声が聞かれています。そん

な中で上志比の人口も国勢調査では減り方が一番大きいとかということも聞かれております。

そこで私、上志比地区にぜひとも町営住宅を建設していただけないかなということでここでお願いをするものでございます。町長の本当のご尽力により機能補償道路が今年度中には開通する。また、除雪車も2台配置していただけると、そうすると冬期間の除雪の問題、また通勤通学の問題というふうなこと、非常に上志比地区もよくなるというふうなことから、ぜひとも町営住宅についての検討ができないかということをお伺いいたしたいと思います。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 上志比地区での町営住宅の建設でございますが、越坂団地、諏訪間団地の公営住宅整備事業再評価委員会におきましても、現在の住宅供給の充足率も高いことから整備計画の延期が妥当との評価の結果を受けております。ということから、現在のところ町営住宅の増築は考えておりません。

ただ、定住促進につきましては、違った多角的な観点からしていく考えを持っていかなければならないのではないかというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 以前にも私はこの質問をしたかと思いますが、最近、空き家や空き宅地が非常に多く目立ってきました。町としてこの問題について、その対策に前向きに取り組むお気持ちがありませんかということで以前質問をしましたところ、「我々は地方自治体でございます。行政ではなかなか難しい」というご返答もいただいております。

最近の土地を見ますと所有者の管理がよい土地もありますが、悪い土地、雑草が生い茂り道を半分以上ふさいでいるところ、また、地主さんというか所有者の方に言いますと強力な除草剤を散布します。付近には小さな子供さんもおられます。非常に危険だと私は思っております。

こういうふうなことから少し発想を転換いたしまして、町が不動産といえますか不動産のようなことができないか。三セクですとか、また外部委託とかしまして、そこで土地を買いたい人、また売りたい人も把握され、売りたい人、売りたい人と交換を分合するとかそういうことをされ町有地を確保する。その町有地を確保し、そこに町営住宅を するなり、また住宅用地として町民の方に売却するなり、そういうようなところができないかということでございま

す。

ぜひとも発想の転換をいたしまして、ただ行政やでできないというような考え方でなく、一つ切りかえてやられるという方法はないものかどうかご検討される気持ちがあるものかどうか、ちょっとお伺いをいたしたいと思います。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まず、空き家についてのことからお答えさせていただきたいと思います。

空き家の調査は昨年、平成23年度より実施しております。上志比地区では5件の空き家情報をいただいておりますが、これは本来、空き家の利用としての最適条件は、空き家の経過年数が少なく、多額の改修費用を投資することなく生活環境が整えられることが求められております。定住希望者へのアンケートの結果では、空き家に求めるニーズといたしまして、すぐに住めること、従来使用していた家財道具の撤去、また上下水道設備の完備等が上げられております。現在、空き家として利用できるか調査を進めておりますが、今のところ、老朽化が進んでいることから空き家を利用した定住促進には適さないと判断をしております。

また、町内における空き地についてでございますが、こちらのほうにつきましては状況を現在のところ把握できておりませんが、これは所有者の方もおられますので、行政がどのようにかかわっていけるのかを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 空き宅地、どこかに集約するなどすると非常に便利だと思うんです。だから売りたい人、買いたい人、何か行政ではできないかもしれませんが、できるような方法を考えていただいてぜひとも検討をいただきたいと。その中で交通の便利なところ、公共交通の便利なところに宅地なんかをつけて、ちょっと発想をいたしますとマンションというふうなものを建設できないかと。

福井の駅周辺にマンションがちょっと現在ありまして、すぐ売れたそうでございます。私の友人が不動産におりますので、「何で駅のあんなところにマンションがいっぱい乱立するんや」と。ところがよくお聞きしましたら、高齢者の世帯の方、定年された方が、駅が近いとか病院に行くのに便利やとか、いろんなスーパーとか買い物にも便利やとか。また、そういうマンションでは非常に防犯、防災、セキュリティが完璧だというふうなことから、私は公共交通の便利なところ

にマンションを建設したらという考えも持つておるわけでございます。親の近くに住みたいから、また高齢者というふうな考え方もおられると思います。そういうふうな方につきまして、ぜひとも、今ご返答は無理かと思いますが、考えていただきたいなと思つておるわけでございます。

今日、自治体がゆるキャラをつくり、ご当地ソングを作成しPRする時代です。目線をかえ行政のカラーを一新し、民間企業の発想で町益のための施策を展開する、このことを申し上げたいと思います。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 福井市内の例を議員さんのほうから出されておりますが、やはり今、永平寺町、こちらのほうに入ってきた場合、若干福井市とは地域的な性格も違つているかと思つます。

そういうような発案ということは真摯にお聞きさせていただきますが、上志比の場合は、永平寺もそうでございますが、持ち家率が約九十五、六%ぐらいございます。また、土地の所有も、個人的にかなり大きな土地を所有してありまして、そこに分家をするとか、あるいは農地転用を行つてその中での住宅を建築するとかということも多く見られております。

そのようなことから、議員さんの提案いただいたものも含めて十分考えていきたいと思つております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 4番、齋藤君。

○4番（齋藤則男君） 定住促進、これから永平寺町の人口増、町長は現状維持を目標とされております。ぜひとも発想を転換していただいて、行政だからできないとかということ捨てて将来に向けてご検討いただければ幸いです。

以上で私の質問を終わります。

○議長（河合永充君） 次に、11番、長谷川君の質問を許します。

11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 通告に従ひまして、今回4問の質問をさせていただきます。

まず、1問目の交通安全対策についての質問です。質問が重複する分ご容赦願ひたいと思つます。

今もつて全国各地で児童の通学時における交通事故での犠牲が絶えないわけですが、最近では、先ほども出ましたように、去る4月23日、京都府亀岡市での

痛ましい事故がありました。全国的には毎日大なり小なりの交通事故が発生していますが、こういった事故が少しでもなくなることを願うものでございます。

そこで、さきの議会と語ろう会、私どもは谷口コミュニティセンターでの出席者からの意見があったわけですが、1点目に、町内には児童の通学時間帯、朝の7時から9時にかけて進入禁止の規制がかかっているところがございます。例えば永平寺地区で申し上げますと、光明寺の東側、和田鐵工所があるんですが、そこからの進入がございます。この光明寺地区は道幅が狭うございます。両はなが石塀、それからブロック積み等で高くなっておりまして、有事の際逃げる場所がないと。現実に進入車両がありまして非常に危険なので取り締まりを強化してほしいという親御さんたちの切なる願いです。

先ほども話が出ておりますように、随所にそういった場所があるかと思いません。九頭竜川にかかる鳴鹿橋北詰の東西に走る町道、結構あるんかと思いますが、ぜひとも厳しい取り締まりをお願いしたいと思いますが、ご所見をお願いいたします。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 通学時間帯におきまして自動車の進入禁止、そういった規制がかけられております。今おっしゃった光明寺地区から花谷地区にかけては6カ所そういうところがございます。鳴鹿橋の北詰についても同様のそういう進入規制がかかっております。

そういったところに現実的に車が入ってくると、そういったことを情報として我々も受けております。実は、けさも町と永平寺警察署が現地で調査をさせていただきました。そういったことで警察署と十分連携をとりながら、厳しい取り締まりの実施を要請してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ひとつよろしく願いをいたしたいと思えます。

そこで光明寺のところですが、ご承知のように進入路近くに通行規制の看板が2点立っています。そういったことではぜひ遵守していただきたいと思うんですが。

ところで、その進入路直前の箇所に、合併前の上志比教育委員会が作成したと思うんですが、「上志比安全・安心パトロール隊」と書かれたいかにも借り物のような通行禁止の看板が置いてあります。見るからに借り物といったような形で置いてあるんですが、きちっとした形でひとつ標示できないかということで、こ

れはまたひとつ現地を確認して見ていただきたいなど、こういうふうに思います。

次に、その光明寺区のほぼ中央になりますけれども、消防のいわゆるポンプ小屋といいますか建屋があるんですが、そこの交差点を左折して、まだ未開通でございませ機能補償道路に進入して福井方面へ行くといった車があります。あると言っていますのであるんですね。現状では当然進入の取り締まりは嚴重にお願いしたいということなんですが、その取り締まりがなくて済むように、一日も早い機能補償道路の開通をぜひともお願いしたいという地元の強い願いでございませ。

ひとつご所見をお願いいたします。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 未開通区間と申しますのは花谷のほうへ、西のほうに行くという部分でございませか。

○11番（長谷川治人君） はい。

○建設課長（山下 誠君） あの部分については、一般の皆様、地元の方々につきましては通っていただくということで、地元の説明会の中でそのように周知をさせていただきます。ただ、そこを違った地元じゃない方が通るか通らないかというのは、そこでの判断は非常に難しいと思います。

ただ、朝の間、通学時間帯における、例えば9時までの間とか8時半までの間左折をしないようにという看板で警告をしているかと思ひませ。そういうふうなところから、やはりそちらのほうを遵守していただくということがまずもって肝心ではなからうかと思ひませ。

また、逆に工事用の道路、帰りの道を機能補償道路を通過して轟のほうに抜ける場合もたまにおられるというようなことを聞いております。そういうふうなものにつきましては、まず未開通の区間ということでございませるので、事業主体である県に対して一般車両が進入しないように措置を講ずるように当然依頼をしております。

次に、機能補償道路を一日も早くということでございませ。

光明寺から轟のふれあい会館までの延長1,500メートルについては、一部未舗装区間はありますがほぼ完了しております。轟ふれあい会館から東側延長約720メートル区間については、既に工事完了した区間と現在工事中の区間がございませ。残りの野中から浅見までの区間、延長約800メートルにつきましては、浅見地係の犀川にかかる新しい橋梁は道路改良工事と比べ完成まで長い期間

を必要としますことから橋台の工事の発注が先行して行われているところでございます。平成18年度から整備事業が開始され、当初からの平成24年度末完成予定に向けて着実に工事の進捗がなされているところでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 今、ポンプ小屋から左折してという云々は、とにかく光明寺の東側の入り口からの関連があるんで、そこは今特に嚴重に強化していただくというふうなことなんで、そこが入らないようになれば特に問題はないかなと、こう思います。そういうことはあるんですが、とにかく現状ではそういったことがあるんで少しでも機能補償道路を早期開通してほしいというふうな地元の願い。

ちょっと思うんですが、この機能補償道路もいわば牧福島まで一気通貫になるまで通さないのか。部分供用はしていられないかなという、ちょっと私、そういう疑問があったんですがどうでしょう。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） ただいまのご質問でございますが、今のちょうど光明寺から浅見までの部分3.2キロ、これを全体供用開始するまでは全面供用はしないという方針でございます。

これにつきましては部分供用いたしますと、先ほど議員さんもおっしゃるとおり、どこかの集落の中を抜けており、あるいはどこかの集落を入れてからまたその道路を通るということになりまして非常に危険性も増すということから、県のほうも私どもとも協議させていただいた結果、やはり全線を一体としての1本の軸として供用開始をさせていただきたいと。

それと、先ほども申しましたが、今のところ計画どおり24年の末には完成をするということで、先ほどご心配されております途中からの、例えば福井方面から左折をする車も非常に少なくなるのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ひとつどうかよろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、ちょっと変わるんですが、永平寺サイジング前の国道の歩道が整備されました。その直近の交差点もきれいに「とまれ」の白線を引かれて、見守り隊隊員さん初め児童生徒からも大変喜んでおられます。

そこで、その進入口から永平寺口駅までの町道に関してですが、ここは進入禁止の規制がかかっていないのでやむを得ないと思うんですが、朝7時20分の福井駅の電車に合わせて、そこへ自動車、それから国道の歩道が整備されたんで自転車が速い速度で進入してくると。ちょうど通学児童と時間帯が一緒になりますし、本当に危険だという見守り隊からの指摘がございます。何か危険を回避する方策がないか善処方をお願いしたいんですが、例えば、あそこの両側に側溝がありますけれども、側溝のふたがけをしてできるだけ歩道部分を確保するとか、これは言っていないかどうかはわかりませんが、個人の庭の剪定を促して道路を確保するとか、道路が拡幅できれば一番いいんですが何か根本的なところで改善策はないか。専門的なところで検討をお願いしたいと思います。

そのほかの地区においても通学路の改善にはいろいろ地元からの要望があるかと思えます。子供たちの安全、安心のために、ぜひとも一日も早い対策をお願いしたいと思います。

それでもう1点、これは本当にささいなことで申しわけないんですけど、これも見守り隊の声として聞いていただきたいと思えます。

交差点に「とまれ」の文字とか白線があるかと思えます。一度これを意識してパトロールしてほしいなと思えます。特に町道の支線においては全く消えているようなところがあります。これも町内一円一斉に実施することは無理だと思えますけれども、道路上に純白の白線が施される、交通安全の意識の高揚にもつながるんだらうと思えますし、必ず事故防止につながると思えますがいかがでしょうか。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） ただいまご指摘を受けた箇所につきましても、実はけさ調査をしております。その結果、実際に車で永平寺口のほうに入っている方がいるということで、あそこを進入禁止にするというのはなかなか難しいかなど。これは警察の考えですけれども。そういったことであの部分の安全確保をするために、総務課といたしましては、この見えるような通学路があるので通行には十分注意をしていただきたいと、そういった注意喚起するための看板の設置等をしたかどうかということは今考えております。町内に何カ所かそういうところがございますので、そういうことを今考えているところでございます。

また、「とまれ」の文字とか、あるいは減速してくださいといったような看板、それから交差点内のクロスマーク、これは法律に基づいたそういった標示ではご

ございませんけれども、こういったものの設置につきましては運転者の注意を喚起するといった意味では非常に効果が高いものがございます。そういったことで、先ほども申し上げたように、総務課の交通安全パトロールあるいは建設課における道路パトロール、こういったことを通じてそういう町内の通学路あるいは道路等における危険な箇所を十分把握をしながら、今申し上げた標示、看板、そういったものの設置については的確に対応してまいりたいというふうに考えております。

なお、道路交通法に基づきます標示、看板につきましては、これは県の公安委員会の管轄になりますので、永平寺警察署を通じて強く改善の要望をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） 済いません。総務課長と答弁ちょっとダブるかもわかりませんが。

ご指摘の永平寺サイジングの後ろの箇所と申しますか、今総務課長からも申し上げましたように、きょうの朝立ち会いをしております。立ち会い者として申しますのは、永平寺警察署、小中学校、総務課、それから教育委員会ということで立ち会いをさせていただきました。児童生徒の歩行の登校が7時10分にあそこを出るというようなことでございましたので、7時前からあそこに立っていろいろ状況を確認をさせていただいております。

志比小学校の山地区の児童9名が、1班があそこを通るんですね。それから東古市の児童が永平寺口の駅で集合するために、自宅からこの道路を4名程度の方が利用しているということを聞いております。それから永平寺中学校の自転車通学道路というようなこともありますんで、一応諏訪間から京善までの5集落の約55名の自転車通学者がいるということで確認をしております。

きょうも見ておりますと、私らは7時半ごろには帰ったんですが、車は約二十数台、先ほど言いましたように山地区の児童9名が1班通行しております。東古市地区の4名の方ということになってはいますが、実際見かけたのは2名ぐらいかなと思っております。それから中学生が、これはちょっと数を数えておりませんが20名から30名の自転車通学ということでございます。そこへ、今度高校生が電車に乗るために約20台ほどが、僕らがいたときには通ったんかなと思っております。

ほんで時間的にしますと、小学生があそこを通過して、そういった一般自

動車道とか自転車と一緒に走るような時間帯といいますと7時10分から7時20分ごろの間が一番ピークになるのかなと思っています。それを過ぎますと比較的自転車と車の通行というようなことになります。

今、総務課長が申し上げましたように、地域住民等が生活しております生活道路でもございますし強制力、そういったものをかけるようなこともないやろうと、短時間であるということで注意喚起を促すための道路標識あるいはそういった立て看板等で注意喚起をしたほうがいいんじゃないかというような、結論ではないんですけど、きょうの段階での話ということで帰ってきましたので、その点、そういった形で学校教育課としましては総務課の生活安全室と連携をとりまして今後進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 建設課のほうといたしましては、違った角度から考えさせていただきますと、まず車のほうの速度の抑制というようなことに何ができるかというふうな形になろうかと思っています。

速度抑制の対策といたしましては、減速のマークなどの路面標示や道路にパンプ——かまぼこ状の突起物——を設置するなどの方法がございますが、また、この方法が適しているかどうかについては除雪の問題とか、近くに民家がございますとやはり騒音の問題も出てきますので、総合的にこれは永平寺警察署あるいは関係機関とも検討が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

本当に課長のほうからも現地を見ていただいたようなことでございます。7時20分にあの電車に合わせて、今言われたようなことであの時間帯が相当多いらしいんで、行政のパトロールは怠りないと思っております。地元からの要望を私どももいろいろ聞いておりますけど、意見も十分聞いていただいて、建設課のほうでもハード面でのいろんな検討も今されているようでございます。速やかな対応が一番住民に喜ばれますのでひとつよろしくお願ひしたいなと、かように思います。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

1時から再開いたします。

(午前 11 時 55 分 休憩)

(午後 1 時 00 分 再開)

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開いたします。

11 番、長谷川君。

○11 番（長谷川治人君） 2 問目ですが、原材料支給事業——これ私が勝手に仮称で言っています——の提案です。

この質問は昨年の 6 月議会にも一般質問をいたしました。町のほうでは十分ご検討をいただいていると思いますが、再度おさらいの意味で申し上げますと、町が一定の費用の補助あるいは原材料を支給し、町内各集落の道路、水路、広場を住民パワーで整備しようというもので、地域のことはみずからの手で行動し、地域ではできないところは行政が支援するというふうな形でございます。

今、農地・水保全管理における関係集落の活動事業では住民が一丸となって取り組んでいる姿があります。団塊世代の定年退職者のマンパワー、そしてその人たちが持っているさまざまな技術力は捨てがたい。また、各集落でのまちづくり協議会の活動の一環として、そういった力を地域の道路と簡易な修繕にも取り組もうという仕組みでございます。

今も町道に何か所か穴があいているところがございます。町のほうには要望が出ていることと思いますけれども、やはりきちっと整備するには測量から設計、入札、発注をしてでき上がるまでに相当時間がかかります。その間、半年間といえますか、放置状態でたまたま運よく事故が起きていないからいいようなものの、そんなときにこそこの地域の力で修繕しておけば一時的にも事故等を防げるのではないかという思いでございます。

既に本町ではこんな取り組みがなされているように思います。例えば吉波地区の地元の歩道除雪に対して事後に燃料代を支給しているとか、少し性格は違うんですが、屋根雪おろしの労働力の創出なんかもそうではないかと思います。

こういったことを地区で取り組みやすい仕組みを考えていただきたいという思いですが、いかがでございましょうか。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 町では、住民参加型の公共事業は重要なことだと認識しております。具体的にどのような制度をするかを庁内で何度も検討してまいりました。現在でも区道の敷き砂利原材料支給を行っております。

しかし、町道の舗装修繕などを自治会の皆様をお願いした場合の管理の瑕疵など、あるいはけがなどを考えますと判断は非常に難しく、原材料支給事業とは異なりますが、今ほど議員さんもおっしゃっておいりました、町では除雪車が入っていけない生活道路や歩道等において住民に除雪作業をしていただき、使用した機械の借上料と燃料費などを補助することで地域の向上につながるような制度を検討中でございます。

本年は、先ほども申されましたように、吉波区に対しまして燃料費の補助をさせていただいて非常に地域力の向上につながっているところでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 1問目の「とまれ」の文字、白線を申し上げましたと思いますが、こういった取り組みも持ってこいではないかなと思っているところです。それから地下式の水道、消火栓の場所を標示している黄色いマークにしても何ら難しいことでもないと思っております。

こういった、課長も今言われたように、一部ではそういったことがなされているということがありますので、そういった小回りのきく作業の仕組みをぜひ考えていただきたいと思うわけです。いかがでしょう。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 今議員さんのほうから地下式消火栓の黄ペンキ標示について、そういった事業に取り組んだらどうかということでご答弁させていただきます。

議員の意見は大変本当にありがたいということで思っております。ただ、我々が行います標示作業は積雪時及び凍結時等に位置が迅速にわかるように標示するわけございまして、消火栓の点検を兼ねて実施しているものでございます。火災時使用する消防職員が実施させていただきたいというふうに、これからもそのように行いたいというふうに思っているところでございまして、そのところお酌み取りいただきたいということ。

ただ、お願いしたいのは、消火栓のふたの破損とか、または消火栓標示のポールが曲がったとか損傷したとか、そういった場合のご連絡はぜひ速やかにいただきたいと。現在、地区の自主防災会で実施していただいております積雪時における地区におきましての消火栓とか防火水槽、それらにつきましての除雪については今現在もしていただいているところでございますけれども、またひとつなお一

層のご協力、ご支援をいただきたいということで、ひとつお願いしておきます。

ありがとうございます。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） それでいいんですけど、特に今、地下式の黄色いマークと言いましたのは、以前にそうした町民の方からの声があったんですね。やはり町内一円一斉になかなかできないと思いますんで、これも計画的に標示をしていただきたいなというふうに思いますんで、これはお願いしておきます。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 黄ペンキの標示につきましては、おおむね大体10月から11月、12月にかけて天気のいい日に、これは季節が望まれる、冬期にはできませんので、それらの先駆けとして10月、11月、12月ごろにそういった作業をやっているわけでございますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 住民のマンパワーで、こういったことはさほど難しいことでないんで、本当に地域の者が速やかにできる点では小回りがきいてよろしいんでないかなと、そういう思いがありますんで。できないことはできないんであれなんですけど、建設課長からも答弁いただきましたが、検討いただいているということでございますんで再度掘り下げて検討していただきたいなと、かように思っています。

次の質問に移ります。

3問目でございます。消防関連で警防活動強化事業に関する質問でございます。

特殊災害に対応するための救助用資機材の整備事業ですが、レベルAの災害、さらにはテロ災害の初動体制を確保するための資機材、化学防護服やガス探知機等の購入費用との説明を受けております。

まず、レベルAの災害とはどういうものを指すのか。私のほうもインターネットで検索するんですが、どうもハイレベルの災害ということは想像するんですが、その中で火災はもちろんのこと、地震災害、それから原子力災害、インフルエンザ感染に対する対応なども含めて多岐にわたっていて理解しがたいので、ここで言うレベルAの災害について、できたら簡単明瞭にご教示願いたいと思います。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 特殊災害のレベルA、B、Cといったことの災害事象で

すけれども、特殊災害の中で生物及び化学剤による災害対処マニュアルでは最も危険区域をレベルA、準危険区域をレベルB、警戒区域をレベルCと設定して活動しております。

ちょっと今準備させていただいたんですけれども、このところで一番中央が災害場所とします。そうすると、赤いところが災害時での危険区域レベルAという、四角でも三角でも丸でも一緒なんですけど、この範囲を指します。そして黄色いところが準危険区域のレベルBというふうにします。そして警戒区域レベルCというところ、青いところに現場指揮本部を設けます。この青いところに。そして何でここにあるかという、こちらのほうが風上になります。風上のほうに設定をするということで、そういうふうな設定の仕方をします。風下ですとそういう危険がこちらにかかるので、そういうふうな設定をします。

除染所は黄色いレベルBというところに準危険区域のところに設定します。なぜかという、赤いところの危険区域レベルAから要救助者を救出して、まず黄色いところで除染をします。それで洗浄するわけですね。1次トリアージをします。1次トリアージというのがトリアージ・タグとってこういうふうなのをつくっております。緑は軽症、黄色は中等症、赤が重と、そして黒が死亡しているという判断でこのカードをとりつけます。これを要するにトリアージのいつつけたのかというところで消防隊がつけるということで判断させていただく。こういったところで区域をレベルA、B、Cというふうにしていただいております。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） 簡単明瞭にという話でお願いしているんですが、なかなか右から左の話でわからんですが、私ども地区の自治防災組織の一員でもありますし、今後そういったことのいろんな研修会等もひとつ消防長にお願いしておきたいと思っております。それは私なりにまた再度おさらいをしたいと思っております。

次に、テロ災害についてでございます。

福島第一原発事故における原子力発電の安全神話が崩壊した、あの世界じゅうが震撼した大事故の根底には想定外ということがありました。本町の場合、消防長の説明でテロ災害をも想定しているとのことですので、私はまずそのことが大変重要なことだと思っております。

世界に目を向けますと、民族間の争いによる戦争をいつまでも改善しない内戦状態のシリア情勢、2001年9月の中枢同時テロ、その主犯格であるウサマ・

ビン・ラーデン容疑者が殺害後のアルカーイダ系組織の弱体化が進んではいますがものの、一方ではその反逆の脅威が指摘されております。イラク、中東その他諸国ではいまだに爆弾テロが相次ぎ、終息の感は否めない状況でございます。

イランの核問題、近くでは北朝鮮が4月12日、衛星と称して長距離弾道ミサイルを発射して失敗に終わっています。この失敗は初歩的レベルのものと専門家は分析しております。ややもすると日本は射程距離内にありまして、誤って落ちる可能性だって否定できないというものでございます。

一方、国内に目を向けますと、1995年3月、日本じゅうを震撼させました地下鉄無差別テロ、いわゆるサリン事件でございます。特別指名手配されていた3名の容疑者のこのたびの一連の逮捕劇、当時の生々しい映像がきのうのように思い出されるわけでございます。また、県内においては、福井県は原発の立地県であります。原発とテロの関係も無視できない問題も提起されております。直近の我が永平寺町はどうかといいますと大本山永平寺がございまして。不特定多数の外国からの参拝者もあってそういった負担は全く皆無ではありません。つい先日の6月10日、大阪ミナミでの白昼通り魔事件もある主のテロ事件とも言われております。私たちの身の回りでいつ何が起こるか、はかり知れない物騒な世の中でございます。

そこで、本町のこのテロ災害に対する予算はどういったものを想定されているのか。この予算計上の思いをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 次に、テロ災害に対する予算の想定ということでご答弁させていただきます。

特殊災害対応の資機材につきましては、議員仰せのとおり、福井県は原発立地県であることから、また大本山永平寺と国際的観光地であることから、今後、テロ災害が発生する要件があると考えております。また、テロ災害のみならず毒物等の運搬車両も道路を走行していることから、あらゆる特殊災害を想定し資機材を整備するものでございます。

また、特殊災害、テロ災害が発生した場合、災害発生地に活動義務が生じることから、災害種別、規模にもよりますが、事故等を消防で収縮することは難しいものでございます。初動体制を確立するため整備する必要があります。ですからこれらのことから踏まえて、今年度、化学防護服並びに検知器等を整備させていただきます。また、来年度、これに付随する、先ほども申しました除染テント、

除染をする場所、そういったものを整備する計画でございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

事象によっては、自衛隊の要請等といったような事態も考えられるわけでございます。やはりそういったようなケース、その想定に応じたシミュレーション、そして今の論点の資機材等の準備、備蓄は常に用意しておく必要があるんだろうと思います。私ども、もちろんこの手の災害を望んでいるわけではございませんが、何事もない世の中を切に願っておるところでございます。

次に、消防本来の質問に切りかえます。

次の質問は、先に要点申し上げますが、1つには議会のチェック機能を問われていることがございますし、2点目は電車事故の経緯を踏まえて高機能指令装置の一日も早い運用を開始していただきたいという町民の方々の願いでございます。

先般、4月16日の月曜日午前5時35分ごろ、光明寺区のえち鉄勝山永平寺線の線路わきで76歳の女性が電車と接触事故があった件でお聞きします。

実は、消防に通報してから救急車、それからレスキュー隊の現場到着時間が遅かったと聞いております。地元説明、恐らく3月本議会中の15日、17日にかけての説明会だったと思うんですが、現場到着時間の説明とは随分と違っているのはどういうことやというわけでございます。火災ですと煙が上がって現地確認しやすいけれども、こういった電車事故では現場確認が容易でなかったんだろうと思います。現に416号を走行中に現場から通り過ぎていってしまったと言っております。

そこで、我々も特に現場到着時間について説明は何度も聞いております。やはり机上での計画と現実の到着時間との差があったわけで、このこと一例で物申すのはいかがかとも思いますけれども一事が万事ということもありますので、これからは消防広域化ということもあります。それに向けて再度よく検討していただきたいと思っております。

あわせて、高機能指令装置が新たに整備されれば発信源が早期に確認できる等の時間短縮も図られるわけですから、その機能指令装置の、今言っています平成28年5月31日の運用予定、これをできたら一日でも早い開始をしていただきたいというのが住民からの願いでございます。

○議長（河合永充君） 消防長。

○消防長（中村勘太郎君） 光明寺地係での事故ですけど、えちぜん鉄道車両と女性が接触した事例でございますけれども、発生日は4月16日、消防署の確知が5時40分で、その1分後に救急車が上志比分署から出動、また、その2分後に救助工作車が松岡の本署より出動し、救急車が6分後、救助工作車が8分後に現場に到着しております。出場から光明寺区までの現場到着所要時間は、以前お示した資料では、上志比分署から6分、本署から7分とのご報告をしておりますが、各車両とも1分間のおくれとなっております。今回のような電車事故では、現場が不明確なため手前の光明寺駅から線路に沿っておりて走行したため、到着が若干おくれたと思われま。

さらに、今回の発生場所は車両が現場まで行けないため、隊員が資機材を準備し徒歩で現場へ向かったと。その付近までは行くんですけども、現場へ向かったという住民からのおしかりを受けたものと推測いたします。

また、現場を通り過ぎたというご指摘ではございますが、隊員から聴取したところ、完全な場所が特定できなかったこと、上志比の救急車が416号線から光明寺の生活改善センターのところを左折し線路へ向かおうとしたところ、町道の交差点で住民から手招きされて現場へ向かったとのことでありました。途中で「こちらですよ」「こっちへ入ってくれ」というようなことで、確かに通報時に現場が特定できなかったことが年に数回は起きております。特に屋外での場合、通報者が地元の人以外だとか九頭竜川の水難事故等が挙げられます。

119番入電から出場までについては高機能指令装置の整備により発信場所が特定できる現場到着時間の短縮が図られることから、平成28年4月の消防署統合に合わせて整備し運用を行う計画でございます。また、一日も早くそれを進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

待つ者の身になると一刻でも早くという思いがあつて、やっぱり遅いと感じた点があつたかと思ひます。今聞くところによると、若干1分、2分の違いなのかなという思いがあります。

一方で、この救急車の現場到着時間についてですが、ある本人が轟地区において、轟地区からの要請で5分ぐらいで到着したようです。上志比分署からと思ひますが、早く来てくれたおかげで命拾ひしたと言って感謝感謝の最近の例もあり

ます。それは同僚の議員の中でおるわけでございますが。事象や地域によって、また季節によってもそういった差異があると思えますので、再度綿密な検証をお願いしておきたいと思えます。

ちなみに、電車事故に遭われた76歳の女性の方、今、幸いに元気で暮らしているそうでございます。

それでは、次に移ります。

4問目でございます。永平寺線跡地遊歩道整備事業についてです。

先般、5月25日に跡地利用活性化協議会の総会が開催されました。平成22年度から実質整備が進められまして今年度で3年目に入るわけですが、冒頭、この会長が辻さんといひまして、会長のあいさつの中で「この整備がもともと目指してきたものと随分とかけ離れてきてしまった。どこにでもない自然を生かした素朴で魅力に満ちた、また来てくれる、訪れてくれるような道路にしてほしかった」と。例えば軌道敷の敷き砂利、それから草、それからアシ——草へんのアシですね——はほどほど残しながら蛍の飛来する環境に配慮したいいわゆる余り自然に手を加えない素朴なものを考えていたということでございます。町長も当初からそういった考えだったと私ども理解しております。

まだ沿道には植栽等の未施工部分がほとんど残っております。全体像が不明確な点でそういった感想を持たれておりますので。やはり協議会の役員の中からもこういった思いのずれが生じた原因には、ある部分行政任せにしてきたというふうな反省の弁もございました。また、済んだことは仕方ないと、しょうがないから、せめて今後、残された部分、未着工区間について所期の思いが果たされるようにと前向きな取り組みも提案されております。

そこで、沿線地域には文化財等の遺産も数多くあることから、そんな産物をも掘り起こして本事業に結びつけながら活性化につなげていってほしいということでございますが、ご所見をお伺いいたします。

○議長（河合永充君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林良一君） 永平寺線跡地遊歩道整備事業でございますが、永平寺線はかつて大本山永平寺へ向かう観光客の足として、また地域住民の社会生活を支える足として親しまれてまいりました。この永平寺線跡地を大本山永平寺へつながる参詣道として、また沿線地域の活性化を図るという目的で遊歩道整備を行うものでございます。

特に観光客には、町なかでは感じることのできないのどかな風景や自然の息吹

を肌で感じたり、沿線沿いには昔の面影を残す歴史的文化遺産が数多く残っております。また、歴史ロマンの風情にあふれることも大きな魅力になるものと思っております。こうしたことから、沿線の自然や資源を生かし、景観に配慮した素朴な遊歩道にするため、できるだけシンプルな施工にしたいと考えております。

しかしながら、地元住民から雑草への対応策並びに敷き砂利だけでは歩きにくいとの意見も数多く寄せられたため、歩行面は現状のままでの意見もございましたが、アスファルト舗装で施工をいたしております。

今年度は町営第3駐車場まで1,910メートルを整備する予定でございますが、荒谷地区の国道364号から町営第3駐車場までの950メートルは自然と調和するようバラスト舗装——砂利舗装でございますが——の予定でございます。ただし、舗装を付近3メートルいたしますが、うち車いすへの対応として1メートルはアスファルト舗装にしたいと考えております。今後、跡地利用活性化協議会、また周辺地区住民との調整を図りながら、なるべく早い時期に工事を発注したいと考えております。

今後も永平寺線跡地利用活性化協議会や地元のお知恵をかりながら、沿線には四季折々の植栽を施し、小鳥のさえずりが楽しめるよう素朴さを残しつつ、安全面に配慮した自然と調和した大本山永平寺への参詣道としてまた訪れたいくなるような遊歩道として整備してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 11番、長谷川君。

○11番（長谷川治人君） ありがとうございます。

いわゆる国の補助をいただいてやっている関係上もありますし、設計協議の中で構造的なハードルがたくさんあって難しい面があったんだろうと思います。また、今の話の中でいろんな人がそれぞれの立場で意見を言うてくるものですから、そういったものを集約するのは大変難しかったと思います。

今後、協議会には企画検討委員会もありますから、そこと密に連携しながらよいものを、それから当然課長言われていますようにそのねらいで進めていっていると思います。ひとつソフト面では観光マップ、それからあわせてボランティアマップの作成予定も私どもも聞いておりますので、これらも最大限生かしていただいて本当にまた来たいくなるような遊歩道、これをぜひとも仕上げていただきたいと、かように思います。観光マップとかボランティアマップというのは、きのう、おととい、地元での会議の中である人から聞いてますので、そういったもの

ともタイアップして考えていっていただきたいなど、こういうふうに思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（河合永充君） 次に、1番、小畑君の質問を許します。

1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） それでは、3つの質問、通告に従いましてご質問したいと思っております。

まず最初の質問ですが、上志比の温泉の施設の見直し、これでよいのかということでもクエスチョンマークをつけてございます。

同僚議員、今までも発言しておりますが、5月28日から31日の4日間の間の3日間、議会と語ろう会を「町民の声を町政に！」の副題で議員4人ずつ4班編成で、今回は消防署統合などの3つのテーマに絞って各地区集落を回らせていただきました。全体で1時間半ほどの時間割ですので、3つのテーマに絞ってもいろんな意見が出たものの、なかなか出尽くしたとは言えないかなと思っております。それと、やはり3つのテーマ以外のこともお聞きをしております。

そのような中で我々の班としては多かったのは、やはり温泉問題かなと私は思っております。税金でつくる施設ですので、町民からは、今後いかにして経費がかからないようにするか議論をしないのかということやら、経費を節減する方法などを議会と語ろう会で話してほしいと。どういういきさつになっているのかということもお聞きしたいということだったと思っております。

議会のほうでも、5月21日、全員協議会で、これは温泉施設、健康福祉施設の設計変更の説明をいただきました。これは1枚の鳥瞰図での説明だったと思っております。さらに、先般の6月12日の全員協議会でも平面図で説明を受けました。町民に知らせる意味もおいて、再度今度の変更箇所の説明をお願いします。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず、設計についての変更箇所の説明ということで説明させていただきます。

健康福祉施設の設計につきましては6月12日の全員協議会でもご説明させていただきましたけれども、再度説明させていただきます。

まず、外観の変更箇所としまして、1つ目、降雪を考慮して屋根の一部を変更しました。2つ目、屋根のはね上がり部分も風の影響を考え、利用者の見えないところを切り取り、風の影響を少なくしました。3つ目、足湯の位置につきまし

て、西側にありました足湯の位置を敷地の中央部に配置しました。国道通行者にアピールし、施設の利用を促進したいと考えています。4つ目、浴室の塀の高さにつきまして、隣からの視線に配慮しながら両面の板張りで風が通るように、また光も入るように高さも制限し、利用者に日の暖かい雰囲気を利用していただくように変更しました。5つ目、外壁の傾きを設けてありましたが倒壊や剥離の可能性があり、単純な直立した構造とさせていただきました。

また、施設内の変更につきましては、浴室のカランの数の変更、浴室の大きさの変更、風除室の設置を行いました。脱衣室の変更は面積を大きくしました。パウダーコーナーやロッカーの位置の変更を行いました。

部屋の配置としまして、脱衣室の形状の変更によりトイレの配置やハートフル浴槽の形状の変更、利用者の利便性を図るため、フロントの形状の変更や軽食コーナーから大広間への通路の設置などを行いました。浴室や玄関のタイルを滑らないような表面加工素材にしました。

議会の皆様のご意見をいただきました、その施設を利用しやすいよう変更を加え、施設の内容を充実することができたと今考えているところでございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 大柰、今までの説明を受けた内容かなと思っております。

今までも質問をしておりますが、健康増進、介護予防をこの施設、標榜をしております。いわゆるそういう温泉施設だということです。これからこの施設ができ上がってくると、一番大事なのがこれからの運営方法かなと思っております。

そこで、施設外にあります足湯の必要性を確認のためにお伺いします。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 今ご質問にありました健康福祉施設の設置目的ですけれども、健康増進、介護の予防のほか、家族の団らんや友人や近所の人とのコミュニケーションなどの余暇の活用も大きな目的としてありますので申し添えさせていただきます。

ご質問の足湯の必要性についてですけれども、健康福祉施設の設計と運営事業の提案の中に、建物のイメージと施設の内容とともに魅力ある施設の一つとして足湯も提案されてきたものでございます。

足湯は、足元をお湯に浸すことで体を温め全身の血行をよくし、体内の廃物代謝を高める健康法の一つで、発汗作用により体内の不純物の排せつにもつながり、

足湯そのものは半身浴と同程度の効果があると言われます。このため、冷え性の改善、心身のリラックス、疲労回復、解消、不眠症やストレスの改善など、多くの利点があります。

屋外に無料の足湯を設け、国道の通行者にアピールを行い集客を図り、来客者が気軽に利用することで健康増進や介護の予防につながる効果があると考えていますので、ご理解をいただきたいと思っておりますのでございます。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） それでちょっと議論をしたいわけですが、今のお話を聞きますと足湯が非常に健康にいいということであるならば、これは極論ですが全館足湯でもいいわけです。これは極論ですよ。健康にいいというならばですよ。余暇の活用にしても、ですけれども、そうはいかないでしょう。ただ極論を言ったままでです。

それと、今言いましたように国道通行者にアピールをするということですが、国道通行者の位置づけは車の運転ですか、歩行者ですか。どういうところをアピールしているわけでしょうか。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 無料の足湯ということでございまして、近所の方、また玄関先に看板というんですか、今、永平寺温泉の名称を募集しますが、そういうふうな寄ってきた人のために無料で開放し、町民の方だけではなく皆様の健康増進、介護の予防、余暇の活用に使っていただきたいと考えているところでございます。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 僕の聞いているのはそういうことでなしに、国道通行者にアピールするというのが今度の変更の条件に入っております。ということは国道を通行する方は、あそこはそんなに歩行者はおらんはずで。恐らく車で通る方が多いと思います。あそこの施設は、前も議論されましたけど、いわゆる丸い楕円のあの施設そのものがアピールをしているわけなんです。ここが永平寺温泉ですよというアピールをしているんです。私は足湯がアピールしているのではないと思います。足湯が。あそこをびゅんびゅん通りますと、正直言いましてそこに足湯があるかないかはわかりません。ですからアピールの方法はあの施設がアピールだと思っています。そういう説明も今まで受けております。

そうしますとこれ、以前に話しましたように例えば若狭町、今の旧三方町のき

ららの湯、我々見てきました。あの中にも足湯があったんですが、正直言って足湯にだれも入りません。何でかいうたら本物のお湯があるからです。だから別に足に入らなくてもいいんです。今も同じだと思うんですよ。隣にあるんだけどあそこへ来るわけですよ。来て、足湯に入って帰る方は恐らくおらんとthinkですよ。やっぱりふろへ入るんですよ。何のための足湯なんですかと、あそこを通る人にアピールするための足湯ですかと。それと、健康福祉、介護予防ということならば、それとはちょっと違うんじゃないのと、本当のお湯に入ってもらって健康増進じゃないのということだと思います。

それと、私は割と有名な足湯の場所へ行ってきました。お隣の山中温泉の足湯へ行ってきました。総湯の横にあります。あそこは福井に近いということもあって、例えば永平寺のお出かけ後とか、あるいはあそこに置いてあった雑誌等を見ましたら福井との関連を相当重点的に述べておりました。例えば橋曙覧がここへ来て湯治をしましたとか、あるいは松尾芭蕉がここの1週間か10日間か湯治をしましたとか非常に違う部分、いわゆる観光地としてのアピールをしておりました。だから私どもの今の永平寺温泉の足湯と位置づけが違います。それから宇奈月温泉も、あそこはたしか黒部峡谷鉄道ですか、あれの出発する駅舎の横にあったと思っております。

それと、2つとも共通しているのが非常に高い湯温でした。宇奈月はちょっとわかりませんが、山中温泉はあそこに行ったときに表示がされておりました。42度でした。確かにあそこに足をつけておきますとぽっかぽっかです。15分もしていると本当に足の部分が真っ赤っ赤になります。それから体も温まります。それくらい効果があるかと思っております。それともう一つ、湯温が高いということは源泉かけ流しなんですね。湯量が豊富だと思います。

一転翻りますと、じゃ、この永平寺温泉はどうかということですね。この前の説明では、かけ流しができませんということです。それじゃ、ふろの中の湯温は何度に設定するのか、それから足湯は何度に設定するのか、そこもお聞きしたいと思えます。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 今の足湯のことについてですけれども、足湯につきましては温泉施設の魅力の一つとして、こちらでは考えております。

それから、だれが使うのかというご質問でございますけれども、確かに車の通行者の方もいらっしゃいますし、無料ですので気軽に立ち寄っていただいた方が

使っていただきたいというふうに考えております。そして、ご質問のとおり、あそこは観光地ではございませんけれども、施設の中のサウナとかと同じような魅力の一つとして今考えております。

それから、かけ流しをするつもりはございませんけれども、今、室内温泉と同じような温度を考えているところでございます。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） じゃ、何度かということなんですが、温度は何度設定ですか。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 42度を考えております。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） ご存じのように、このお湯は1,600メートルで43.6度と聞いております。鉄分の除去とかそういうことをするというので、500メートルから32.3度のお湯をくみ上げるということでございます。当然ながらここで必要になるのが沸かす施設ですね。外にある足湯も中にあるふろの温度もおんなじことはできるのかなど。相当沸かさないと外の温度というのは冷めます。それからこれは循環式だと思うんですが、そうすることによって冬の温度、夏の温度。

それから、いたづらがされる可能性があります。例えばおしっこをしたりうんちしたり、あるいは犬がそこへちよつと何かするとか。外にあるわけですから、24時間管理しているわけじゃないですから、あの場所は非常に管理しにくいです。

ということを考えた場合に、じゃ、本当に必要なのかと。あってもなくてもいい、あったほうがよりいいでしょう、少しいいかなということならば、どこまでどういう議論をされたのか再度お聞きしたいと思います。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） まず、管理しにくいということでございますけれども、夜間はお湯を落とします。それからまた営業時間になりましたらお湯を張り循環させるつもりでございます。

それから、必要かということですが、先ほど説明させていただきましたとおり、運営事業者の提案の中に、その建物のイメージと一緒にこれが必要やということで、この魅力ある施設の一つとして足湯も提案されてきたものでございます。その辺のことをご理解いただきたいと考えています。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） ということはコーワですか、アーキズムですか、あのグループが提案をされたということですね。

じゃ、それを行政、役場のほうでこれを検討されたんですか、丸のみをしたんですか。どちらですか。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 先ほど話しさせていただきましたとおり、この魅力ある施設の一つとして足湯も一緒に提案されていました。それを審査委員会の中で、4つのグループの中で選ばれたものでございます。役場が勝手に選んだものではございません。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 役場が勝手という言い方はおかしいんですが、私は主体性は事業主体である行政が持つべきだと思うんです。それを、あくまでも主体性だけではないかからいろんな人に諮問をかけるということですから、主体性がなくてみんな丸投げじゃ、これはいけないと思うんですよ。そういう意味で私は足湯というのは、県内のほかのいろんな施設を見てきて、正直言ってあんまりないんです。特に沸かず施設の中での位置づけというのは疑問があります。

それと、来場者が6万6,300人ですか、その中で町内が3万3,000人、町外が3万人、観光客が3,300人ですか。どこにこの足湯の照準を当てているのかと。町内外の方はあの施設を見ればわかるんですよ。あれがアピールなんです。温泉はここですよというアピールなんです。観光客の3,300人の方、要するに1割の方のためにあの足湯を設定するのかなと。それも本物の施設があるから要らないんですよと私は言っているわけです。

この議論をしていると長くなりますから、もう1回ご検討をいただきたいということでこの質問を終わりたいと思いますが、町長、何か。

○議長（河合永充君） 健康福祉施設整備室長。

○健康福祉施設整備室長（山田幸稔君） 今、再度検討というふうにおっしゃいますけれども、先ほど説明させていただいたとおり、この施設の中で必要な施設として私たちは受けとめております。そして皆様のおっしゃるとおり、再度検討し変更した内容のとおりこの施設で発注させていただいております。その辺のことをご理解いただきたいなというふうに考えております。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 悪くてもよくても決めた以上はやるんだと。それは悪い、いいの判断はあります。しかし、私の言っていることも多分ご理解いただけると思っております。ならば、検討する価値は私はあると思っております。それを門前払いをなさらないで一応検討だけをお願いしたいと思います。

それでこの質問は終わりたいと思います。

次に2つ目の質問、県立大学前の県道の整備計画はということで、これも議会と語ろう会の中で出てきました。これは兼定島だったと思っております。

以前から県大前は朝夕の渋滞がひどいということは、これは周知の事実であります。特に福松大橋から北進車両、あるいはあそこの最初の信号を右折と、それから福大医学部に行くあの交差点の信号の間、それからもう一つ向こうの信号です。いわゆる御陵橋ですか、この間の渋滞がひどいということでもあります。

この道は県道ということですから、なかなか本町としては主導権を持ってどうのこうのということとはできないと思うんですが、一応議会と語ろう会から出ておりますので、ここらの進捗状況をお伺いしたいと思っております。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今の県道の渋滞解消のお話ですけれども、これはまず基本的には舟橋松岡線か、観音町の跨線橋ができました。あれは22年にできましたけれども、あのあたりから渋滞が出てきて、これ22年ですので、ことし24年です。それで大学へ通じる道もありますし、それからあそこにもソフトパークもありますし集落もありますので非常に渋滞をしてきましたんで、これはずっと前からそのあたりから地域の集落からちゃんとお聞きしておきまして、なかなか難しかったんですけれども、ことし24年ですから3年かけまして県といろいろ折衝してまいりました。ことしの10月ぐらいから工事に入れるということですので、年度内でなし年内ぐらいにできるんでないかと今思っております。

ただ、今いろいろなことがありますので、ガソリンスタンドもありますしいろいろな折衝もありますのできちとしたことは申し上げられませんが、10月ぐらいから工事に入って12月ぐらいに完成できないかということで進めております。非常に早くでき上がると思っておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思っております。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 住民の方からは、できれば福井医科大学前のあれくらいの広さが欲しいと、恐らく歩道も欲しいんだろうと思うんですが、そういうことで何

っておりますので、何とぞひとつよろしくお願いを申し上げます。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。

国体開催での課題のクリアはということでお伺いをしたいと思います。

3月議会で質問をさせていただきました、国体会場として松岡中学校がバスケットボールの主会場となり、それに伴うサブ体育館の建設、いわゆる柔道なんかの道場を兼ねるといふことの提案に対しまして、その予定はないとの発言をいただきました。省エネ国体ということであらうと思っておりますし、それもわからないわけではないんですが、西川知事の頭は余り国体のほうに向いていなくて全然

ないんだという話もちまたのうわさとして聞いております。

国体開催の条件審査があると思っておりますが、そのときサブ体育館が条件となった場合は会場の変更を考えられるのでしょうか。お伺いをしたいと思います。

○議長（河合永充君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川伸君） まず、松岡中学校体育館は、国体福井県準備委員会より少年女子のバスケットボール会場に選定されました。議員おっしゃるとおり、中央競技団体公益財団法人日本バスケットボール協会の正規視察が今年10月に行われることになっております。その後、中央競技団体からいろいろな競技会場としてのご意見をいただくものと思っておりますので、そのときに検討したいかなと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 10月まで様子を見るんだらうということですが、例えばふれあいセンターも会場になっておったかなと思うんですが、ふれあいセンターは体育館と、サブ体育館と言うと語弊があるんですがいわゆるホールの会場、あそここのいすの部分を引き揚げますと結構大きなサブ会場になろうかなと思っております。ですから、ここはある意味、そういう意味では条件が整っております。

しかしながら、実はサブ体育館があればいいだけじゃなしに、例えばシャワー室とか、あるいは更衣室とか、そういうものも必要になってきます。そういう附属的な施設を、例えばですけれども1億円をかけて仮につくるということであれば、その大会が終わればなくなってしまふということでもあります。それならば、もう少し恒久的なものを私はつくってもいいんじゃないかなと。多少、もうちょっとお金かかってもですよ。

ということを提案をしたいわけですが、中学校をどうしても主会場とするのか

再度お伺いしたいと思います。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） これもいろいろお話いただいていますけれども、とにかく松岡中学校は国体の高校生のお会場の会場になるということでもあります。今申し上げていますように、10月には中央から視察に参りましていろいろなことがあると思います。今いろいろお話いただいていますけれども、それもこれからの話ですのでそういうことでしていきたいと思ひますし、この中学校の会場を決めるのに申し上げておきたいのは、県のバスケットボール協会、それから県の新国体推進課が何回も見ておりますので、そういう中で学校施設をどういうふうにして利用できるかということを考えていただくということです。

例えばふれあいセンターとか北電の体育館、これらもハンドボールが来ましたんできのう、おとといですか、行ってまいりました。やはりそういうところとは、中学校体育館ですから、これはいろいろな面であると思ひますが、それを中学校でやっていただくということのも一つのこれからの、中学校がずっと続くもんでからそういうことも含めてお受けをしていますのでいろんなことがあると思ひますが、今1億円とかという話と、ちょっとまたこれおかしな話をしてくれているなと思ひて今聞いているんですけれども。それはいろいろなことが当日あると思ひますし、何かいろいろなことがあると聞いていますので、その辺が仮設でできるものかどうかということもありますし、そういうことも十分話を聞いて、今ここで前もって、これあかん、あれあかんと言うのもちょっとおかしな話ですから、ここでやってあげると言われているんですから、それは静かに待ってていただいたほうがいいと思ひます。

○議長（河合永充君） 1番、小畑君。

○1番（小畑 傳君） 私も、町長おっしゃるように静かに待ってたいわけですが、何だかんだ言ってもあと6年後です。やっぱりそれまでに施設等の対応はされなければならぬ。10月に審査があるということですから、それまでは確かにおっしゃるとおりなんです、私は基本的な町のスタンス、最悪の場合はこういうことを考えているよと、こういうこともあるんだよという選択肢が幾つもあってもいいんじゃないかなという思ひで実は話をさせていただいております。そういうことで、町長とこの前話したときも、国体は前期と後期に分かれて省エネ国体、余り金をかけない国体ということも聞いております。ということならば、例えばバスケットとハンドボールは恐らく分かれると思ひます。ならば選択肢の一つと

して、さっき言ったように北電体育館、ふれあいセンター、それから中学校も当然大きな要素だろうと思います。

それと、ハンドボールの場合は、私も余り知らなかったんですが、床にやにを塗るそうですね。あれ何で塗るかちょっと僕はよくわからないんですが、滑らないようにするんですかね、あれ。ほかの競技とはちょっとハンドボールは違うんだということを聞いております。そういうことでは確かにいろいろ要件があるかと思いますが、どうぞ私の意見は、慌てて言うている話ではなくて、これから進む道筋の中で選択肢を幾つも持って事に当たっていただけたらなと思っております。10月を待たなければならぬのも事実ですから、どうぞひとついろんな選択肢の中で検討をいただけたらありがたいなと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

15分から再開いたします。

（午後 2時04分 休憩）

（午後 2時15分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、10番、上坂君の質問を許します。

10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） きょう、6項目の質問を用意してますんで、答弁は簡潔明瞭をお願いをしておきます。

まず第1点ですけれども、これ昨年もやりましたけれども永平寺ブランド品ということで、改めましてこれを推進するために永平寺農商工ブランド発信協議会設置要綱というものを改めて読ませていただきました。その中で、ここにはやっぱり新商品の開発あるいは新サービスの開発、そういう部分を取り組んで、それからその過程の中で永平寺ブランドを確立すると。その推進、多分これ推進という意味やと思いますけれども、永平寺農商工ブランド発信協議会を設置するというふうに目的はなっているんです。現況はどうなっているのか説明を求めます。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） ただいまのご質問でございますが、永平寺ブランドにつきましては現在、永平寺農商工ブランド発信協議会を中心としまして永平寺ブランドの確立を目指しているところでございます。そのためには、消費者から高い

評価を受けることができる特産品づくりや商品化に向けた取り組みと販路の拡大が必要だと考えております。中でも伝承料理の葉っぱずしにつきましては、農林漁業、商工観光業の連携により、変わり葉っぱずし、葉っぱずしの通年販売を研究しているところでございます。

昨年は、産業フェアにおきまして変わり葉っぱずしの販売を行いまして、また、振る舞いなべでオニオンスープの提供をしたところ大変好評でございました。オニオンスープについては、天谷調理製菓専門学校、ふるさと大使の水野先生にご協力を得ながら研究を続けているところでございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 商工観光課長。

○商工観光課長（酒井圭治君） 商工観光課の関連でございますが、まずブランド創出につきましては、チャレンジ企業で平成23年度に九頭竜川のアユの焼がらしということでふりかけが製品化されておきまして、今現在、店舗及びネット販売を手がけているところでございます。このほか、革製品の新たなクリーニング技術の開発、これは今研究中になっております。

また、現在までの経過の中で産学官連携から県立大学の魚醤、魚を使ったおしょうゆでございますが、この開発、取り組みなどにつきましては町内事業者様へ連絡もさせていただいたところでございますが、町内での今動きがちょっとないというふうな状況ではございます。

このほか、福井大学と産業支援センターとの連携から、LEDを活用させていただきました新しいともしびとといいますか、灯火とといいますか、そういった製品化実験というものを、本年度は永平寺門前のポケットパークにて実施させていただきながら今後の商品化の可能性を探っていきたいというふうに考えております。

そのほか、塩こうじを活用いたしました食品開発がございました。先般、事業の希望者から提案等もございましたが、現在、農林総合事務所、また県産業支援センター等の指導を受けている状況でございまして、今後研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 研究開発と昨年も言ったと思いますが、商品開発というのは、消費者というのは嫌いですから生活者と言いますけれども、だれに、

いつ、どういう形で食べてもらえるんですか。また、食べてもらうんですか。それのつくり方は、健康に一番いい、それから今のタイムリーな商品である。それからそれを食べることによって自分が誇りに感じたりとか、当然永平寺町であれば永平寺町の文化そのものが、これは魚醬であろうが野菜であろうが何でも一緒なんです。ですから、本当に永平寺らしさというものをどうやってそこに込めるのか。

だから、もちろんつくり手のハートというのには一番ありますよ。私も食品つくるときに頭にきて物をつくるときには、その怒りが食べた人に伝わるというぐらいあるんですね。ですから、今度それぞれが帰ってやればいいですけど、頭にきたときにビニール袋へ怒りを込めて、そこへ虫を入れると虫が死ぬというぐらい人間の感情というか気持ちはすごいパワーがあるんですね。ですからものをつくるというのは愛情なんです。自分たちが愛情を込めて、その過程をね。それはやっぱり研究して行って商品化するというのがどうもちょっと足りないと思いますよ。

例えば、さっき言ったオニオンスープがあるじゃないですか。天谷先生のお力をかり、またプロのわざをしてもらう。じゃ、それを学校とか保育園で食べてもらっていますか。その地道な活動がそうなんです。だって学校の給食費使っているわけですから最高につくって、オニオンスープであつたら一番最高に美味しい状態で食べていただくと。きっと食べた児童、子供あるいは生徒が、きょうはえらいおいしいスープを飲んだと。そんなにおいしいなら1回私たちも食べたいというのが親であり、おじいちゃん、おばあちゃんです。じゃ、それをどうやって入れるかというのは、あんた、パッケージの問題でしょう。それでトータルな商品ができるわけでしょう。

だから永平寺のみんなが、うちの御陵のタマネギは最高という、原材料があるんなら、それを加工したスープも最高、食べたなら幸せを感じるという、これぐらいやれるじゃないですか。それは熱意があつて、別に食品が悪いんでも何でもないんですよ。そういうところの誘導策をどうやってやっていくかということなんです。しかも、産業フェアにしたって、やっぱり年々拡大をし評価は高まっているわけですから。この協議会のメンバーを見ててもみんな相当の、顔見ると怖いぐらいの権限を持った人ばかりが協議会に入っているわけですから。その下に実践する実務とするようなものも改めて設けたらいかがなんでしょうか。

だから第1次製品であれ2次であれ、それをどうやって流出させていくのか。

だから従来のJAを通して売って、本当にそれが最後に末端まで売り上げにして営農指導を受けて本当にやるかといったって、最近、営農指導員がいいなんていう話も聞くわけですから。だから営農指導する人がいなくて、どうやって農産物のいいものができるんですか。でしょう。それならそれで相手は組織が違うわけですから、自分たちはどういうふうな知恵と力を使ってやるか。例えば県立の大学の先生ともっとタイアップしてやるとか、その辺の汗のかき方が違うと私は思いますよ。

これ以上聞くと職員さんも答えようがないと思いますんで、改めて9月にもう一度聞きますから。農業であれ観光であれ。

観光もそうですよ。じゃ、永平寺へ夫婦で来た、団体で来た、そのときに永平寺の魅力をどうやって案内できますか。車で来るのか、電車で来るのか。おりたらどういう交通手段を使ってどこどこを見てもらって、そこには受け入れるほうのサービスは笑顔で「ようこそ永平寺町へ」と、そういったものが本当に受け入れ先にもあるのか。それから、どこを案内したら満足して帰ってくれるのか。簡単じゃないですか。だって、松尾芭蕉のあるんでしょう。そこで「俳句を一度書いてもらえませんか」「そこにおいしいおそば屋さんがありますよ」とか何だっかっていいじゃないですか。そんな特別なことを観光には求めていないですよ。

私もこの間熱海へ行った人に聞いたら、熱海の駅のところへぼんと熱海ブランドと販売コーナーを設けて、そこに熱海市がブランドとして認めるといふものを専門的に売っているお店があるわけですね。だからその辺の情報をよくとって、やっぱりやってもらわなきゃまずいですよ。

そういうことで答弁は求めませんから。あとは実践的な活動をどうしたかという、仕掛けですよ。やってもらうのは町民、業者のほうにやってもらえばいいわけですから、それで経費がかかる、お金がかかるから、私一番そういうのは。お金をくれなかったら自分たちができないという、そんなことはあり得ない。自分たちがアイデアを出して、商工会であれJAであれ、観光物産展もあるじゃないですか。そこでアイデアを出してもらえばいいんですよ。全然アイデアも出してくれない、心根が見えないところへ何で何百万とか何千万の補助金、助成金を出すんですか。そういう甘えさすのが大体職員の管理監督が悪い。これはちゃんと明言して指摘しておきます。

じゃ、2番目いきますね。

2番目の全家庭に安心カードというね。これ昨年ですかね、国の で独居

高齢者孤立解消へという、それで福祉課では孤立している、あるいは困っているような状況を国からの補助金、助成金をもらって調べ上げた。

それはもう名簿はできているんですかね、課長。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） お答えさせていただきます。

いわゆる要援護者支援システムといいまして、総務課で管理しております災害時の要援護者、それから私のところの福祉保健課の調査によりますひとり暮らし、これは民生委員さんを通じての調査でございますが、この調査に基づいて既に台帳登録を済ませております。

以上です。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） そこで、ちょっと福祉のほうでやっぱり安心、安全とかといきますと、今、行政のほうの安心カードというのは、ひとりで困っていると、あるいは障害をお持ちの方とか、そういうときには民生委員さんを通してカードを使って調査はしているわけですね。

現状はどうか。その辺の答弁だけ。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 全町にかけては、いわゆる先ほど言いましたように、総務課のほうで区長さん等にお問い合わせしております災害時の援護者、それから私どもで管轄しておりますのは民生委員さん等による障害者あるいはひとり暮らしの方あるいは老老世帯、こういうふうな方で何かあったときの連絡先というふうなのを登録させていただいております。

以上です。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 調べたんですね。それから、昨年ですか、岡山行ったときの総社市で、これ消防の救急からこういうカードを配布して、強制ではありませんけれども、やっぱり救急119番という。この中に名前とかかかりつけの病院、診療科、診察券等々、こういうものがあります。それから茅ヶ崎等にも、今度は安心カード。こういうものを印刷して自分で切り取って2つに折ったら全部名前とかカードに入っているからね。こういうカードがやっぱりあるんですね。

私も福祉委員として、今、社協の代表として話しているのはやっぱりこのカー

ドを全家庭に、我々が地区で選ばれた福祉委員ですからこういうカードとか、書式は行政のほうでいいものをつくってもらって、それで福祉委員が一軒一軒回って状況を見ながら、その連絡は必要で当然あれば民生委員さんとのタイアップをしていながら全家庭に調査をしてやっぱり情報を共有したいと。特に今、消防のデジタル化とかとなりますと、全家庭にこういうカードをつくってもらおうと。

今現在、安心カードとかこれに対応するものというのは今どこに、どの地域でどれだけやっているんですか。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） 昨年実施しましたのは、民生委員さん等にお願いしましたひとり暮らしの世帯での救急時のときの連絡先とか家族の方の連絡先、ご本人さんの血液型、それから現在お飲みになっている薬等の内容を書くような用紙を配布させていただきました。松岡地区で171名、それから永平寺地区で52名、上志比地区で31名の計254名、世帯というんですか、こういうふうな方に実施している現状でございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 別に民生委員さんが、今現在かかっているなくても現状、ひとりとか独居という方がふえていくことは間違いがないわけですから、私は全家庭にやっぱりやっていったほうがいいなど。

上志比でいきますと竹原地区と市荒川、それから中島ですかね、そこでこういうふうなアンケートを、竹原なんかは民生委員さんが全部こういう、 についてという、これ区を挙げて全家庭がやっていると。それによって非常にその地域そのもの、今までローカルとはいえ、やっぱりだんだん関係というのが薄くなってきてますんで、改めてお互いに何かあったときには協力して地域のことは地域で守りましょうと。非常にそういう部分でも成果があったとなっているんですね。それから松岡でいくと葵1丁目ですかね、には、今ここに現物のカードがありますけれども、それから旧永平寺、永平寺町では光明寺がすばらしいカードをつくってやっていると。

これは全家庭というたら、「いや、我々老老じゃなくて若い者と2世代、3世代で住んでいるから心配ない」と言いますが、昼仕事に行けば空っぽですからそのときに緊急であったときに、今健康であったって畑とか田んぼへ行ってけがするかもわからんしね。歩いてて転んで頭打ったら血が出るわけですから。そう

いう部分では、本当の災害とか命にかかわるといことはいつ起きるのもこれが
なんですね。そのときに全部の自分の名前が、そのうちには何名がいて、
個人個人がご高齢であれば、若くてもそうですけれども、今こういう持病を持っ
ていると、そういったものも書く。それから緊急先に必ず電話があれば。もうそ
ういうふうな体制を構築すべきやと僕は思いますよ。

しかも、調査をした後に家族全体が会って、これも冷蔵庫の中にこのカードを
入れておくとか。福祉課は450円ですかね、あれ。あれに入れて冷蔵庫の中へ
入れておく。ある地区では張っておいてくださいとかね。それから一番、 の
ふたやと思いますけど、その中に入れておいてくださいとか。私、統一するんな
ら、まず冷蔵庫のない家庭というのは非常に少ないと思いますんで、冷蔵庫へ今
みたいな目立つような、私は封筒がいいと思うんですけども、それを全部の家
庭が所定記入して張っておいてもらおうと。救急隊員が家へ行った場合でも、その
中にすべての。

例えば私であれば「上坂さんが急に倒れたんや」と。その中に私のカードが入
ってれば、一々聞かなくても今どこの病院へ行っているとか血液型は何型、そ
れから今かかっているような治療薬飲んでいるのはどういうことかと。そんなも
のなんかは薬もらえば処方せんが入っているわけですから。そうすれば救急隊員
は病院へ搬送と同時にいち早く欲しい情報が全部とれると。

それをみんなが協力してくれたら、今のデジタル化してデータベース化すると。
個人情報がありますから嫌という人はどうしようもないんですけども、それを
全部置いておけば、緊急で行ってわけわからんときでもその封筒を持つ、あるい
は消防の本部から「野中の3の4、上坂久則、倒れた。今から運ぶ」と。ぱっと
見たら、今緊急病院はどこどこにかかっていると、そのかかりつけの病院までも
搬送できる。それから欲しい情報は同じ調査カードが同じように持っているわけ
ですから、そうすると救急隊員も一々調べるとかじゃなくて、当然無線等ですべ
て情報が送れると。これは今のデジタル化の時期にやっぱりやるべきだと。そう
いうふうな情報をとるとか。これ1年に最低1回はやらないと意味がないもんで
すから、情報は腐敗化しますから。それは私ども福祉委員が、まだ協議してませ
んけれども、皆さんは一緒にやりましょうという声も多いわけですからぜひ協力
をしていきたいと。

そういう部分で、町として本当に全家庭の、これは災害でも使いますし使い勝
手は幾らでもあるわけですから、その情報をデータベース化して、家族、本人の

同意が得られれば緊急のほうにもやって同じ情報をとると。日ごろからの見守り等あるいは地域の中での小地域福祉委員会の中で生かしていくと、そういうふうな方向へ進むべきやと思いますけど、まず所管の課長に1回聞きます。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） ただいまご提案いただきました安心カードというふうなものでございますが、議員さんもおっしゃるように、平日には高齢者がひとり暮らしになるというふうな状況にもなります。

そういうふうなカードをつくって家に置きますと同居なさっている家族の方も安心するというふうなこともありますので、今議員さんおっしゃっていただきました地域ネットワークを支えていただきます福祉協議会の中にあります福祉委員会ですか、こういうふうな方のご協力のもとに配布していくようにこれから協議していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 、学校とか保育園の幼児というのは自分の血液型が何かというのは身につけているもんですかね。どうなんですかね、学校は。

○議長（河合永充君） 教育長。

○教育長（青山慶行君） 保健室等にはそれはありますが、身にはつけておりません。

○議長（河合永充君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） 子育て支援課も同じでございます、園児はみんなつけておりません。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） きょうも午前中であつたけれども、交通事故の問題とかそんなことだつてあるけれども、かばん提げていったときにね。今なんかあるじゃないですか、故意に子供に突っ込んでくるってね、もうどうしようもないような人もいるしね。あるいは、故意でなくても事故に遭う可能性というのは当然あるわけですから、そのときに何か身につけるもので自分の名前と血液型と緊急連絡先ぐらいはどこかにあるというのをしたらどうなんかなと思いますけどね。

ただ、何か災害があつたときに、それを見せられて怖い可能性もないとは言えないですけどね。これはもうどっちかですから。

特に事故の場合というのは当然、手とか足を折つたぐらいはすぐに治りますけ

れども、頭を打ったとか出血なんかある場合というのはやっぱり一刻一秒を争うわけですから、そういうときにあらかじめ血液型がわかってということであれば病院の受け入れ体制も既にそこは用意できると思いますので、その辺のことも一度親御さんのほうから十分説明をして、緊急に対応するために必要があれば、親がいいという者はつけりゃいいわけですから、うちの子供は要らんという場合はほうっておけばいいんでね。だからそれも一度検討してほしいなど。

安心カードのほうは所管の課長から前向きにやるということですから、少し資料と全国の今あるところのカードね。一応ここに全部ありますんで後でお貸ししますんで。これ別に無料ですから。

じゃ、それで2番目の質問は終わります。

それで3つ目ですけれども、水資源の、これは自然環境を守るという意味でのことなんですけれども。

つい最近でいきますと中国、新潟のほうへ5,000坪の坪数で土地を購入したと。領事館らしいですね。一説によると名古屋市にもあると。そういうことで治外法権な土地を手に入れようとなっているんですね。ところが、これは私ども町会議員の責任じゃありませんけれども、中国は絶対自分の国土は一坪たりとも売らないんですね。だけれども日本の国土は買うと。

つい1週間ぐらい前ですかね、本を読んでいたら公民義務というのがありまして、一たん事があれば中国という国内から離れてほかの土地へ行っても、国家の存亡のためにはすべて協力すべしという義務規定まで設けられているんですね。私、別にそんな反中でもないですからいいんですけれども。北海道へ行くと自衛隊の一番高台のところのある土地をいっぱい外資資本で買って、自衛隊の動向がわかるようなところを買うとかというふうな、ちょっと理解できないこともありますね。

じゃ、永平寺町のここへおいて水道がありますね。上志比でもそうですけれども、その井戸というのは勝手に掘れるのか。水源の近くには多分掘ったらいけないという規制があるでしょうけれども、今、上志比でも、永平寺でも、松岡でも、個人が勝手に土地を買ってそこから幾ら水を吸い上げて規制できるような条例とか法律というのはあるんですかね。答弁を求めます。

○議長（河合永充君） 上水道課長。

○上水道課長（山本清美君） 個人で井戸を掘削する場合は、うちの町の水道課のほうに届け出を出していただきます。それで、条例ではないんですけれども、規則

等で一応公共の水源から300メートル以上離れているということで条件は付かせていただいております。それで、その水量とかいろいろ検討させていただきまして、こちらのほうからの意見を添えて本人のほうに回答をしている状況でございます。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 私も聞いたら確かに水源地の300メートルというのは言っていましたので、その水というのは当然下のほうから流れてくることはまずないと思うんで、山のほうから勝山のほうからか川しかないわけですから。

じゃ、仮に上志比の地下のところ、その上のほう一帯を買って、そこでがんがん井戸を掘ったら、あかんという届け出をただするだけで防止できるようなものというのは条例でないんでしょう。実際は掘ったらあかんという。とめられるんですか。わからなきやわからないでいいですから、答弁をお願いします。

○議長（河合永充君） 上水道課長。

○上水道課長（山本清美君） 今のところは条例でまずそういうことは規定してございませんので、一応先ほど申しましたように、届け出を出していただいて、それでいろんな公共施設、また周辺に影響はないかということで意見を付させていただきました。回答というんですか、そういうことで制限じゃないですけど意見は出させていただいているところでございます。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） そこで水の確保、これいろんなところにあるんですよ。例えば浄法寺にしたって、山の上へ行くとすごくいい水が出ているけどね。ほんで山なんかでも自由を買ったらあかんという制限はないんでしょう。田んぼと畑はあるにしても、その辺の縛りはあるんですか。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） ただいまの質問でございますが、先ほどのちょっと続きになりますけれども、外国資本等の森林の買い占めが全国的に広がっているということで県の森づくり課にお聞きしたところ、県内では外国資本の山林買収事例は今のところないと。

国の法整備はちょっとおくられているということで他府県の状況ですけれども、先ほどおっしゃられましたように、北海道、埼玉県では水資源の保全に関する条例を制定しており、また群馬県では議会に上程中、山形県、長野県、山梨県では今条例制定を検討しているということで、福井県においても来年、25年の2月

の議会で上程する計画をしていると。また、県内の自治体では大野市が条例化に向け検討をしているということでございます。

また、平成23年の4月の森林法の一部改正により、ことし4月以降、個人、法人を問わず、買収や相続等により森林の土地を新たに取得した者は面積にかかわらず、土地の所有者となった日から90日以内に市町村長への届け出をしなければならないことが義務づけられております。町の広報紙2月号に記載して周知を図っているところでございます。

さらに、福井県が4月1日にふるさと福井の山林売買の監視等に関する要綱を設けております。県は条例制定に向け検討中ですが、早急な対応が必要であるということから要綱として定めたという県森づくり課の回答でございました。これも広報5月号に記載させていただいております。

この要綱は、山林と水源を将来にわたり守るため、県が土地所有者から民有林等の山林売買等に関する相談に応じることや山林売買等の情報について、市町村、森林組合などの関係団体から情報を収集するということになっております。また、特に適正な土地の確保を図る必要がある区域を監視区域と定めまして、区域内の土地売買等の資料の事前提出を求めることがあります。永平寺町の監視区域としまして水源涵養保安林を想定しておりますが、現在、松岡湯谷、宮重地区と志比地区の山林の一部が、先ほど出ていましたように水源の一部となっておりますので、それが今監視区域から外れているというような形になっておりますので、続けて県に要望していきたいと考えております。また、自然環境保全のための既存の制度としましては、森林所有者が立木の伐採を行う場合は市町村長に伐採及び伐採後の造林の事前届け出や、1ヘクタール以上の森林開発を行う場合は知事の許可が必要となっております。

町では、本年度より新たに横断分収造林事業や一般造林事業を計画しており、永平寺町森林組合と提携しながらより一層の自然環境の保全と森林整備を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） これ私有権の制限になるんで売買を禁止するということは実際はできないんでしょうし、それから当然、悪質というか、その辺の住んでいる方であれば、ダミーを使って3年とか5年とかほったらかして、さめたころには知らずの間にそこへ小さい掘っ立て小屋をつくったりということも十分考え

られるんですね。

ですから、町の条例で水源もしくは井戸もそうですけれども、開発してはならないという、必ず許可を得て同意を得なければしてはならないという、そういう条例。これは法的にどこまで有効かどうかというのはありますけれども、ただ網かぶせりやできんことはないわけですから。山へ行っちゃってヘリコプターでがん工事できるわけないわけですから、どこかの町道並びにその区なら区道を通るとか、そういうことがなければ工事なんかまずできるわけないわけですから、そういう部分のほうを想定した歯どめをやっぱりやっておくと。それは林道なんかへ行ったら当然、あれ町道になるのか個人になるんかわかりませんが、その辺のことを抜け目のないところで細かい細則をね。これは幾らつくってもいいですよ、命にかかわることですから。それでひとつ調査、研究をして早急にやると。

それでは、今の水源のほうは県もやるということですから、これだけにしておきます。

次、あと4問目、環境条例の活用で廃屋（はいおく）というのか、廃屋（はいや）というのか、という部分での質問ですけれども。

今、方々を見ると、家なのか何かわかりませんが、非常に人が住んでいないし草ぼうぼうだし、そういうふうな環境美化を維持する、あるいはそういうための永平寺町の環境基本条例、私もこれ五、六回ぐらい読ませてもらいましたけど、どこの条項に当てはまるのかなと。よう見ても細則も余りないみたいな感じなんで、推測でないと言うと怒られますから、その辺の実態を課長のほうから答弁求めます。

○議長（河合永充君） 環境課長。

○環境課長（椋山 勇君） 今おっしゃりました廃屋処理のことについてお答えさせていただきます。

廃屋は所有者等による適正な管理がなされないことに起因しています。また、廃屋が引き起こす問題としましては、1つには、住民や訪れた観光客に不快感を与え、観光地としてのイメージダウンなど、良好な環境の阻害があります。2つ目には、壊れた破片の落下、積雪による倒壊、ごみの不法投棄など、生活環境への影響。3つ目には、青少年の犯罪等の事件発生の可能性や火災の危険など、安全な生活の阻害が上げられています。

これまでの本町の対応としましては、住民からの苦情や通報を受けて所有者に

対し、本人やその家族を通して改善するよう指導しているものでございます。すべてが解決することには至っていない状態ですので、廃屋の解体については所有者の負担となっておりますので、今後とも粘り強く廃屋の解体についての働きをかけてまいりたいと存じます。

また、今言われました条例関係につきましては、今後これからいろんな事例研究をしてまいりたいと存じますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 廃屋もそうやし、草ぼうぼうも住んでないからというものあるし、そういったものを規制するというか、ちゃんと住んでいるところはみんなえらい迷惑になるんやから、ちゃんと守ってくださいよと。だからある部分では罰則規定も設けてもいいんじゃないのかなと。ですから、そういうふうなルールがないから言えないんで、草とか何かであれば、それは60センチがいいのか1メートルがいいのかわかりませんが、見苦しくないような。草が生えているから缶を投げたりするわけですから、当然それは見つけてから30日以内にちゃんと草を刈るなりそういう処理はしてくださいと。それ以降は町で処理してその費用は、今、土地と上とが違ふ場合もありますから土地の所有者のほうからもらいますよと。これは法的に結構難しいところもありますけれども。

そうせんと、全部町がしてきれいになったら、金も払わんといてあと遺産相続か何かでもらおうというのが結構いるじゃないですか。住んでいなくて、どこへ住んでいるといたら福井の真ん中にいるとか県外にいるとか。うちがくたびれてそのまま置いてね。あれなくなるとだれかに安く売って、多分帰ってきて相続しないでしょうから。ですから、そういうことができないようにやっぱりちゃんと研究をしてやりゃいいと思ひますよ。だって固定資産税で評価してかかった分の費用で、それ全部町がお金を払ってくるまでやりゃいいだけのことですから。

ただ、できないのは、山中温泉みたいに土地は少ないけれどもすごい高層で、壊すときに1億、2億もかかるという例がありますから、その辺の心配あるのは松岡の学園都市の高層ビルぐらい。普通のうちぐらいはせいぜい300万、400万ぐらいで済むでしょうから。500万はかからないと聞いていますから。その辺、土地は十分差し押さえができるわけですから。

そのかわりルールを明文化せないかんですよ。町がやるときは費用は全部地主のほうに、土地の所有者にやりますよと。それでも廃屋なのかうちの倉庫なのか形式が分かれるわけですから相手にちゃんと聞いて、「いや、これはうちや」と

言うんだったら固定資産税をもらえばいいじゃないですか。うちと相手が認めているわけですから。それぐらいの、これは税務課のほうも十分研究をしてもらって、そのためにやっぱり写真を撮って全部やっているわけでしょう。コンピュータで落として。そうなるとこれは建設課関係になるのかな。車庫か家なのかというね。ですからその辺のことでみんなが横断的にやっぱり調査、研究をしてこれを処理すると。

今、草なんかひどいですよ。私、けやき台にいて、うちの前なんかでも1メートル以上ありますから。交差点で、もうそろそろあそこの所有者にええかげんに草を刈ってくださいと当然言いますけれども、でもそれかってあんたに言われたくないと言われたらそれまでのことです。これはやっぱり条例で縛らないけません。その辺は、ちゃんと今度9月ぐらいまでに条例の提案ぐらいできますか？ どう？ 課長。

○議長（河合永充君） 環境課長。

○環境課長（栂山 勇君） その件につきましては、全国の約54市町村がそういう条例みたいなものをつくっているんで、それを見て研究してなるべく9月にできるように検討していきたいと思っておりますのでよろしく。

なお、今のいわゆるポイ捨てされた場合には、うちのほうのシルバーにお願いしまして回収等をしてもらっていますけれども、地主の方にも捨てられないように草を刈ってロープ等を張ってくださいということをお願いしているところでございますので、そういう観点からよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 9月はいいいけど12月までには出してくださいよ。それ以上は絶対あり得んですからね。それは別に課長だけが悪いんじゃないで、当然やっぱり事務の指導、管理監督する副町長の責任も十分あるわけですから、その辺は関係部署、腹をくくって。やっぱり町民の環境を守るためにはしっかりいい汗をかくと、そういうことで強く、お願ひじゃないですから。要求をしておきます。

それでは、次行きます、あと健康施設の排熱利用ね。

先ほど同僚議員から足湯がどうのこうのなんていう、前向きなんか後ろ向きなんかよくわかりませんが、私は昨年度も、もう施設ができるわけですから排熱を使って、あんないいお湯ですからそのまま捨てるのはもったいないんで排熱利用して何か活性化ができないだろうかと思っているんですね。

私も農民じゃないですから詳しいことはわかりませんが、ハウスをつく

って一番かかるのは燃料費だというんですね。それから魚の畜養というのか畜魚というのか、それも経費のほとんどがやっぱり燃料費だというんですね。今、熱交換器でやって温度を自由にコントロールできるわけですから、その辺のことも考えてほしいなど。1年かけてもまだ答えないね。所管の課長がかわったからしやあないというけれども。

何か町民の生き生きして、別に何も若い人かって仕事ないし、もう我々みたいな団塊の世代はみんな引退してやることないんですから。やっぱり一番やれるのは、年いくと何がいいといたら、こつこつとやれるというところが高齢者の本当の力といいますか、何かその辺の可能性はどうかね。農林課長、いきなり振られて大変やけど。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） 今おっしゃられました温泉施設の排熱の利用についてということで、全国でいろいろな取り組みをやっているところがあるようで、温泉施設の機械の発生熱をビニールハウス内に送風し、室温の上昇と融雪効果を得る利用や、廃湯については、ハウス地下に埋設した配管に温水を通水することにより培養土を過熱するなどに利用されておりますが、ハウス内部や培養土を暖めることは、議員おっしゃられるとおり冬期間の栽培に有効な手段であると考えられます。ただし、これらの多くは実証実験やモデルケースの段階のものが多くというのが現状でございます。県の畜産課にお聞きしたところでは、県内では事例がないということで回答をいただいております。

おっしゃられるとおり、温泉熱を有効利用するためには、熱交換のためのポンプ交換器、送風熱施設、循環施設等の整備に関するコスト、また、先ほど出てきましたけど、夜間、熱源が停止するというようなこともありますのでそういう対応、またハウスの設置場所等の選定の問題が多いと思われれます。また、温泉水の利用については、成分によるろ過装置、送水施設、貯水施設、配管施設等の、これも設備に関するコストがかかる。また使用後の下水処理費、さらにランニングコストとしまして将来の維持管理費等に問題があると考えられます。

次に、魚の養殖、養魚等の利用ですが、県水産課にお聞きしたところ、県内ではまた事例がないということで回答をいただいております。

今後はさまざまな課題がございますが、県の関係機関等のご協力を受け、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） こうやって聞くと福井県というのはあれやね。

前向きにやるよりも、やれないとかやらないという言いわけだけはよくつくるなと今感心していました。あなたの報告聞いてね。大体そんなもんかって、松岡のあそこではアユの稚魚やるときの冬期間の温度なんていうのは重油使って年間数百万やっているでしょう。どこが事例がないんですか。これ議会終わったら言っという。そもそも県民にうそを言うような県の職員は要りませんと言われたからどういうふうに答弁したらいいんですかと。たわけてるよ、大体。そういう返答が。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） ただいまのご質問でございますが、内水面センターの件だと思いますけれども、ここは地下水を揚げていますけれども、地下水の温度が1度、2度足りない、特に冬場は足りないということで加温をするための重油を熱源として使っているということで、1度上げる必要があるということでそういう熱を。それで、近くに温泉があればということなんですけど、上志比から松岡の端まで持っていくという方法を今後どういうふうに考えていくかというのは問題だと思います。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） そんなこと考えなくてもいいって。だって雪降ったら行くまでに冷めてまうじゃないですか。また沸かすの？ それこそ何言われるかわからんもんね。

そういう意味じゃなくてね、町の職員ですから、やっぱり永平寺町ということではだんだんそういうふうな要望がふえてきますって。だから農林課のほうでそういうことも研究をして、県内どこもやってなかったら永平寺町でやらせてくださいと。

日本の国家もそうですけれども、初めて調査、研究やるというのは大概応援してくれるもんですわ。失敗とか成功は別にしてですよ。大体そんなの行政に何もすべて成功なんて求めていませんって。そうやけど永平寺町そのものが、我々は断固として町の活性化のために、農業であろうが漁業であろうが前向きに歩きますと、その熱意が伝わればほんなら1回やってみるか、こうなるわけですよ。だってそんな難しいことなんかあるわけじゃないじゃないですか、別に温度なんて。それは、ただしたくないからだけです。だから去年もあったんでしょ。県立

大学の大麦か何かのあの先生、一生懸命言ったけど、あるところによると、県の試験場では自分たちが開発しないから余りタイアップせんとかという、実にこれはけしからんね。うちらから出ている県議の先生にお伝えして、一体県の行政機関はどうなっているんですかと。当然の話ですから。

ですから、それぐらいね。できないんじゃないんです。可能性はどうですかと。ちゃんと指摘されてどうですかと言うたら全国の事例ぐらいは全部集めて、「上坂議員、ここをちょっと見てください」と。私1週間寝んでも読みますから。そういうふうな汗をかいた跡があつて難しいのはわかりますよ。情報も満足にとらないでできないってね。しかも作文は県の職員からもらったというんでしょう。これは後から県の職員から怒られるよ、そういうために私は文章を書いたんじゃないって。また人間関係を壊すわけですから、行政同士はけんかしたらいかんわけですから。だからその辺のことも踏まえた上で、やっぱりちゃんとやってもらわなあかんですよ。

そういう資料等を1回集めるんですか、課長。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） 今おっしゃられるように試験的とかモデルケース的なものはやっておられますんで、そういう資料については収集したいと考えております。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） それも9月までには間に合うね。資料を集めるだけやから。どうなんですか。私はイエス、ノーしか聞かないですから。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） 9月までに収集させていただきたいと考えています。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） しっかりいい汗かいて、すばらしい情報がとれると本当に心から待ってます。

最後に、きょう午前中、齋藤議員からプールの件がありましたけれども、10分前ね。5分で終わりますから。あと、子供たちの教育。

町長、この間、社協の福祉まつりがあつたときに幼児がいるお母さん方3人いて、「永平寺町での子育てどうですか」と聞いたら「永平寺町に住んでよかった」と言っていましたよ。やっぱりちゃんと伝わってますよ。子育てに大事にしてもらってるって。本当にありがたいことですから「遠慮なく言ってくればいいん

ですよ。もしこういうことしてほしいとか、これがとまってるとかあったら、優しい課長さんにお伝えして直すように言いますから」と言ったんだけど「いや、全然」と言っていましたわ。でもやっぱり本当に子育てにはいい仕事をしてもらってるなと思います。

ただ、去年からもあったけどプールの問題ね。親が迎えにこれない、案内できないからプールへ行けないという理由では、言い方悪いけど、話にならんなど。だって親が仕事を持って休めないから子供を迎えにいけんですから。じゃ、永平寺町の職員で自分の子供がプールへ行きたいと。「済いません、きょうプールの当番やから午後から休みます」と言ってプールへ行っていたら町民から何言われると思います？ それは現実にできんことはできんわけですから。

ですからそのためにプールへ行かせたいと。子供の教育上必要なはずですから。そんなもの別に行政でお金を使えばいいじゃないですか、そういうときで。例えば往復で4時間かかって、今シルバーさんで幾らですか。800円ですか、900円ですか。1,000円もかからない。1,000円ぐらいかかるの。仮に1,000円でもいいわ。1,000円かかったって4時間で4,000円じゃないですか。掛ける3カ所で1カ月1万2,000円でしょう。掛ける30日でも36万、それ45日で幾らですか。七十七、八万から80万もかからんじゃないですか。それぐらいのお金を子育ての子供の教育上、予算組んでないからとかお金がないからできませんということは私は理解できません。これは予算組んでないわけですから課長に答弁を求めても返答のしようがないと思うんで。

やっぱり本当の子供ってプールへ行きたいですよ。だから今も親が行かなあかんということはないけどね。時代が違うかわからんけれども、私なんか子供が「プールへ行く」「おう、勝手に事故起こして死ぬなよ。痛い思いするのはおまえやぞ」と。そんなことを言うても、信号で渡ったらはねられて救急車で行ったというのもありますけどね。でもそれは歩いてたってあるんですよ、そんなものは。事故の可能性は。

だから親御さんが連れていかななくても、例えば、今は預かっている時間は勝手に出たらいかんわけでしょう。そのかわり、どうしても親は自分の責任でやるからうちの子供を何時から何時までプールへ行かせるから出してやってくれと。そういうものを出したら認めるか。親から要望があればですよ。なきゃ出せんけどね。もしあった場合は出すという判断と、それから安全のために、やっぱりそれはシルバーであろうがどこであろうが、ちゃんと安全確保ができるような人を用

意してプールへ行かせると。それはどっちかしかたないですよ。

その辺どうですか、副町長。予算関係ない。

○議長（河合永充君） 副町長。

○副町長（田中博次君） この件に関しましては、午前中の齋藤議員さんへの答弁にもありましたように、放課後児童クラブの場所によっていろんな実情がありますね。ですからそういったバランスの関係もございまして、上志比の特殊な事情というものもあろうかと思えます。その辺のところをよくよく吟味しまして、どういふ解決策があるのかは十分前向きに検討してまいりたいと思えます。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） 事情というのは私も一応調べてから言うているわけですから知ってます。子供が多過ぎて、その地区とか何かによって曜日とか何とかというのもあるとかね。これはなかなか一遍に公平にはいかないんです。

ですから、例えば社協の食事の高齢者に対する配るのかって、上志比が週に二、三回回ってほかは何で1回やとか。じゃ、何でできるかといったら簡単なんです。上志比はボランティアで物をつくって、またボランティアで運んでくれる人がいるからできるんです。自分たちの地域とか地区というのはそういうことでしょう。汗かくのは嫌や、金出すのは嫌や、何とかしてくれと。それはしてあげたいけど、そうかといって町民税上げって言ったら反対と言うわけでしょう。金というのは限度があるわけですから。

そのかわりできないときもありますよ。できない人も。それは一概にというのは、じゃ、松岡で適正なプールは本当にあるんですかといったらあるかどうかともわからんね、そんなの。適正かどうかもね。だけれども、それを平等という一つの基準において、入れる子供でも入れないというのはおかしいということ。おかしいです。だからどうしてもキャパの問題があるとなったら、もう一夏100万円かかろうが子供はちゃんとプールに連れて行ってあげると。これが子育ての子供に対する優しい永平寺町やと僕は思いますよ。

これちょっと聞くと、何かそんなふうを考えてほしいということなんですけど、町長、どうですか。100万ぐらいかかってもしょうがないじゃないですか。

○議長（河合永充君） 松本町長。

○町長（松本文雄君） 今お答えしましたように、いろいろ放課後児童クラブのそういう状況なんかも十分考えてみないといけないと思えますし、それから指導者との関係がどうなっているのかということも見なあかんと思えますし、それから保

護者の方がそうやって連れていっていただいているところもあるんですね。その辺もありまして、十分状況をまず見ましてどういう形ができるかどうかというのを考えてみたいと思います。

○議長（河合永充君） 10番、上坂君。

○10番（上坂久則君） あと1点あるんですけど、これ学校関係で、牧福島でやったときですか、プールが何かいろいろ問題あるからことは使えないんじゃないかという、それも学校の教育者が言うてたということですから。ただ、だれが言うていたかは私、聞いてはいないんですけど。ですから上志比で二、三年前もあったでしょう。まだ小学校の体育館でないときに。これ町の体育館でしたかね、昔は村民体育館ですから。そこの教頭先生で「管理する所管は町ですから、私も小学校に責任はありません」なんてことを平然と言っていた人がいたね。だから「あんたやめたら」と言うたんですね。万一使っている管理監督する人が、多少壊れてたって私の責任じゃないなんて、そんなばかなことが通るわけがないわけですよ。

だからプールかって本当は全部どうなっているのかを聞こうと思ったんですけども、当然プールを使うときというのは何月までに点検をして子供がそこを掃除してやっているわけでしょう。だから改めて議会の中でそういう指摘がありましたと。ですから、そもそも自分が子供を預かっていて子供に一生懸命教育してもらわなあかん人が私は責任がありませんなんて、そういうばかな言い方はありません。そこはくれぐれも校長会でみんな集まったときに、議会の中でそういうことを指摘されるようでは教育者としては恥ずかしいということで、ないようにひとつくれぐれも管理監督をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

20分より再開いたします。

（午後 3時10分 休憩）

（午後 3時20分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、5番、長岡君の質問を許します。

5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 5番、長岡千恵子です。

今回、私は、保育士の人数の確保と人材の拡充をということと、集団登校の通

学路の安全確認をとということを通告させていただいたんですけれども、先輩議員によりまして集団登校の通学路の安全確認ということについては午前中から何人かの質問がありました。重複する点多々あるかと思えますけれども、何分ご了承くださいまして、ご面倒でしょうけれどもお答え願えればと思えますので、よろしく願いいたします。

では、まず最初に、保育士の人数の確保と人材の拡充をとということで質問させていただきたいと思えます。

昨年11月から私の2人目の孫も幼稚園にお世話になることになりまして、今、2人の孫が幼稚園にお世話になっております。その中で幼稚園での様子というのを、朝晩送っていったり迎えにいったりすることによりましていろいろ目につくことがあります。その中で、やはりちょっとどうしてもこれだけは思うことがありまして、今回、保育士さんの人数の確保と人材の拡充ということで質問させていただきたいと思えます。

5月の全員協議会の折に、総務課長さんから正規の保育士さんは53人というふうにお聞きいたしました。その53人の中には産休や育休で休んでおられる方も何人かいらっしゃるように思われます。その休んでおられる保育士さんは何人いらっしゃいますか。また、永平寺町内に10カ所の幼稚園、幼稚園があると思えますけれども、そのクラスの数は何クラスありますか。複式でやっていらっしゃる場所もあるように聞いているんですけれども、ちょっと実際の数が把握していないものですから教えていただけたらと思えます。

○議長（河合永充君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） きょう現在、産休は1名、有給は3名ですけれども、今後2名の方が産休をとられる予定でございます。また、10園の合計のクラス数は52クラスです。うち、複式のクラスは3園で、志比南幼稚園及びなかよし幼稚園分園のよしの園が1、2歳の複式、志比北幼稚園は1、2歳及び3、4歳児での複式となっております。そのほか、志比幼稚園では3歳児が2クラスとなっております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

正職の方は今、53人から4名引きますと49人ということになりますね。そういうことになると、クラス数が52クラスあるということになりますと、

49名のうち、10園ですから10名は園長先生ということは39名ですね。52のクラスに対して39というのは、当然ですけれども正職でない方が担任されているということがわかるんですけれども、平成25年度には保育士さんが2名退職されてそのときに4名新採用されるということをお伺いしました。1人でも2人でもふえるということは私としましては非常によいことだとうれしく思っております。

園児の保護者にしてみれば、担任の先生が正規職員であることはごくごく当たり前だというふうに思っておられると思います。私もそう思っております。ですけれども、町内の幼稚園のクラスの数を考えますとどう考えても足りないというふうになります。私の理想では、できればクラスの数プラス園長先生、もう一つ言えば主任保育士さんも担任を持たずというふうになりますと相当数の数が必要になってきます。それは十分わかっているんですけれども、担任が正職であったらどうかということに対してはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（河合永充君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） 各園の教諭や保育士の必要数は国の基準に基づき、ゼロ歳児は3人に1人、1、2歳児は6人に1人、3歳児は20人に1人、4、5歳児は30人に1人となっており、毎年お子さんの年齢や人数によって職員数、クラス数も変わってまいります。また、当町では一時預かりや特定保育、ゼロ歳児保育、延長保育、障害児保育など、他の市町では委託などで行っているような事業も積極的に取り組んでおりますが、必要な職員数を配置しているところでございます。この職員すべてを正職員にすることは難しく、嘱託職員を採用しております。

しかしながら、嘱託職員さんも資格を持った方を採用しております。クラス担任をお願いしておりますのは、経験豊かな方、長期にわたってお勤めで町の方針をよくご存じの方、それから常勤の方、そしてなおかつ本人に意向を伺うなどいたしまして担任をお願いしております。

そういうことでございますので、保育に問題はないと考えております。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 担任に任命するときには十分その経験等を配慮していただいていることはわかります。ですけれども、子育て支援が充実している永平寺町としましては、やはり嘱託職員が担任というのはちょっと私としては考え切れない部分があります。

嘱託職員というのは、あくまでも正規職員で賄い切れない部分を補うためのものというふうに解釈しています。そうなれば、嘱託職員が責任ある立場の担任ということはちょっと考えにくいというのが実態だと思います。万が一が起きた場合の責任はだれが負うのかと考えると非常に不安になります。もちろん嘱託の保育士さんの質が正規の保育士さんに劣っていると言っているわけではありません。実際、幼稚園なんかに行ってみますと、嘱託さんか正規さんかというのは全く区別がつかないというのは私にもわかります。私も毎日行ってますので、毎日目の当たりにさせていただいています。

しかしながら、嘱託職員と正規職員では仕事に対する責任の重さが違います。その点についてはどういうふうに思いますか。

○議長（河合永充君） 総務課長。

○総務課長（布目洋一君） 保育士のお尋ねでございますけれども、先ほど子育て支援課長申し上げたとおり、保育士の配置につきましては、これは国の示す児童に合わせた配置をやっております。これは適正な定められた人数を配置をしております。その中ですべてが正規の職員でない、嘱託の保育士を活用をさせていただいております。これもきちんと国家資格である保育士の資格を持った職員をお願いをしております。そういうことで、今議員がおっしゃるようなそういう不安というものは、これは我々は感じておりません。これは当然最終的な責任は町にありますし、また、嘱託の保育士であっても十分子供たちの保育ができていますというふうに今思っております。

嘱託保育士の活用についてでありますけれども、これは当然これまでの経緯を見ても職員全体の削減というものを行ってきております。5年前から44名の職員を減らしておりますけれども、保育士に限って言えば5年間で7名減っております。そういうことで、職員全体の中ではこの補充率は高いというふうに考えております。

そして、これもご存じだと思いますが、町の出生数、これは年々減ってきております。これは確実に減ってきております。しかし、先ほど子育て支援課長申し上げたとおり、他の市町ではやっていないような、そういった特別な保育というものもやっております。ゼロ歳児から保育をやっていたり、あるいは早朝の保育あるいは午後7時半か8時までの延長保育といったような、そういった特別保育もやっております。そういったことで従来の、例えば何年か前までは大体保育所に入るのは3歳からが通常でございました。しかし、今申し上げたようにゼロ歳

児から入園を希望されることがあります。そういったことにおこたえをする、そして基本的に永平寺町では入所希望者に待機をしていただくということはやっておりません。もうほとんどの方、100%と言っていいほど受け入れをさせていただいております。こういった事情と申しますか、そういった町民の方の需要におこたえするためにやむなく嘱託保育士を活用させていただいているということでございます。

これを、もし今おっしゃるような形ですべて正規の職員にした場合、これは子供の数が減っている中で今後どのように入所希望者が推移していくのかはわかりませんが、そういったときに、仮に正規の職員になった場合にもう需要がないからといってやめていただくということには、これはなりません。そういうことも十分考えた上で職員の採用をしております。そういうことで、なるべく正規の職員の割合と申しますか、これを上げるような、そういった努力はしております。

先ほどおっしゃってございましたけれども、今後は退職者に比較して十分子供たちに保育ができるような、そういった保育士の採用というものもこれからは考えていきたいというふうに考えております。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

私が望んでいるようなことを今総務課長がおっしゃっていただいたんで非常にうれしく思っているわけなんですけれども、その中で、例えば特別な保育とか一時保育とか延長保育とかということに対しては非常に感謝しています。

今、私が正職に関して申し上げたいのは、各園に3人でも4人でも少数のクラスも確かにあると思いますけれども、例えばゼロ歳児、1歳児、2歳児というのは3人に1人なり6人に1人なりという保育士さんが必要になってきますので、例えばゼロ歳児が5人いましたと、3人に1人ですから2人の保育士さんが必要になります。1人は正職さんで1人は嘱託さんでもいいですよというふうに思っています。そういうことが言いたかったんで、要するにクラスの数の分だけは正職さんをふやしていただけたらいいなというふうに思っているのが私の思いなんです。ですから2人目、3人目の保育士さんは、当然ですけれどもその年によりまして子供の数も変わってまいりますので、例えばゼロ歳児でしたら3人に1人ですから、6人か7人かで2人か3人かということになってくると思っていますので、1人、あんだあしたから来んでもいいよというふうなことになるのは大変なこと

ですから、それについては別段囑託でも問題ないと思っております。

その囑託に依存していかなくちゃいけないということもよくわかるんですけども、それでは囑託保育士さんについてちょっとお伺いしたいと思うんですけども、囑託の保育士さんの人数は今現在何名いらっしゃいますでしょうか。

○議長（河合永充君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） きょう現在59名でございます。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

59名、ことしいらっしゃるといことなんですけども、ことしの3月末での話なんですけど、去年囑託の保育士さんでことし継続契約をされなかった保育士さんは何名いらっしゃると思うんですけども、何人ほどいらっしゃいましたでしょう。

○議長（河合永充君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） 囑託職員60名のうち13名でございます。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 子育て支援課長のほうでは契約を更新しなかった理由については把握されていると思いますけれども、もちろんその理由の中には、個人の都合でどうにもならなくて町としては対処できなかったというものもあると思いますが、ちょっと行政側が改善すれば、退職を思いとどまり契約を更改できたのではないかというようなこともあったのではないかと思うんですけども、そういうことはございませんでしたでしょうか。

○議長（河合永充君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） 昨年の13名の非継続理由といたしましては、当町の正職員になられました方が2名、町外や県外に転出し通勤が不可能になった方が2名、腰痛などの病気による方が3名、おじいちゃんとかおばあちゃんを見なきゃいけないという家事都合による方が3名、ほかの市の正職に採用されました方が2名、それから全然違う職種につかれました方が1名となっております。

囑託職員の処遇ですけども、待遇の改善につきましては、ほかの市町の状況なんかも参考にいたしまして今後考えてまいりたいと思っております。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 13名契約を更改されなかったということなんで、その補充をされるのは子育て支援課長は大変だったと思います。その中でやはり囑託さ

んが継続勤務できるように改善していくことも必要なのではないかなというふうに私は思っております。

私もちょっと、たまたまなんですけれども、そのほかの幼稚園に正職で採用された職員さんが、もうあしたから来ないよという日にお話を聞くことがありまして、「先生、何でかわられるんですか」と聞いたら「私、正職じゃないんです。嘱託だったんです。それで正職の職場が見つかったんでかわることにしました」というお話がありました。その中で1点、ちょっと改善したら本当にできたのかなという点があったのは、「それは正職ということに魅力を感じてかわられるんですか」と聞きましたら「そうではなくて、私は永平寺町の幼稚園が大好きで、ずっとここにとどまりたいんです。ですけれども余りにも、時給については遜色ないほどいただいておりますけれども、ボーナスに大きな差があるのでもう少しボーナスを考えていただけたら」という本音のお話を伺うことができました。

確かにボーナスのことをお聞きしましたら、ボーナスというにはちょっとかわいそうだなと思うぐらいの金額だったものですから、ボーナスって、何というんですか、その人に対する勤務評価給というふうに私は思っているものですから一生懸命やっつけていらっしゃる方に対して一律というのもどうかと思いましたし、もうちょっと上げていただけたらなというふうにも思いました。そうすることによって、もしかしたらその継続更改をしてもらえたら1人でも2人でも探さなくても済んだんじゃないかなと思うと、その先生が余りにもいい先生だったものですから残念だなという思いがすごくしたのが事実です。

そういった点をもう一度子育て支援課のほうでも調査していただいて本当の理由というのを聞いていただいて、それはどうしても正職でないと嫌だという人も中にはいると思います。それはもうしょうがないと思います。途中の中から正職にしてくださいと言ってもなかなか難しいと思いますのでそれはしょうがないと思うんですけれども、お給料の面とかそういったことで若干改善することによって継続してもらえらるんであれば一番いいかなというふうに思います。その点についてお考えはございませんでしょうか。

○議長（河合永充君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（伊藤悦子君） 多くの嘱託職員を採用しております永平寺町では、嘱託職員は大変大事な方でございます。

職場環境につきましては、他市町に比べ、私は決して悪くはないとは思っております。平成24年の4月現在での例をちょっと申し上げますと、賃金では17

市町中6位、それから期末手当は10位、通勤手当はほかの12市町と同じ状況でございます。

しかしながら、優秀な職員に継続して勤めていただきたい、そのためには職場環境の整備を今後図っていかなくちゃいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 繰り返すようなことになって申しわけないんですけども、嘱託保育士を採用されていても本当に子供にとって素晴らしい方で、保護者の目にも嘱託であることすら信じられないような人がたくさんいます。そういう人材を確保するためにも、正職員を採用するシステムの確立をすべきではないかというふうにも考えております。

また、嘱託職員の時給についても、これは先ほど言いましたけれども、頑張っている人がより一層頑張れるようなシステムづくりというのも構築していただけないかと思います。嘱託の保育士さんが毎年新採用されているのでは、園長先生や主任保育士の新人教育も大変だと思います。新人教育に手間がかかるということは、その分園児に目を向けることができないということになります。正規保育士さんの人数の拡大と嘱託保育士さんの継続雇用には十分なお努力をお願いしたいと思います。

それと、小学校や中学校には専門の事務職員さんが1名配置されています。幼稚園、幼稚園、町全体で10カ所がありますけれども、せめて1週間に1回半日ぐらいでも結構です。これは交代勤務でもいいと思いますので、事務職さんを配置できないでしょうか。事務が電子化しており事務処理に手間がかかっているように思います。事務職員を配置することにより事務能力は数段アップすると思いますし、保育士に時間的なゆとりも出てきます。子供により多くの時間を使えることになると思います。ひいては住民サービスの向上につながると思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。

続きまして、2番目の集団登校の通学路の安全確保ということについて質問させていただきます。

先日、テレビ、新聞等のニュースで松岡小学校の通学路が変更になったことを知りました。通学路がまずどのように変更になったのかということは先ほどの原田議員のお話なんかでわかったんですけども、通学路は原田議員がおっしゃった葵1丁目とか木ノ下のあの地区だけが変更になったのでしょうか。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきます。

今回変更しましたのは松岡小学校の通学路の一部でございますけれども、木ノ下、それから県道中川松岡線の西側と東側を分けまして変更させていただいております。

西のほうにつきましては先ほど言いましたように、葵3丁目の踏切を上がっていただきまして、西幼稚園のところの前を出まして歩道へずっと上がってくると。

それから県道中川松岡線の東側の児童につきましては、副町長さんの家のところをずっと東のほうへ上がりまして舟岡のたばこ屋を南のほうへ行きまして、それから踏切を渡って、それからまた一度下がっていただきましてよしくらさんの前を通りまして国道416の歩道に出まして春日交差点のほうへ戻って、そこから信号のある横断歩道を横断していただきまして松岡小学校の学校のほうに行くというようなルートでございます。

これでよろしいですか。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 変更後の通学路の安全というのは警察とか交通指導員による点検が行われていました。地区によっては今まで歩道のない県道を利用していたためというのが今の葵1丁目、木ノ下の地区なんですけれども、でも中川線の東側の児童たちなんですけれども、確かに変更することによって道の交通量は少ないと思いますけれども、道幅は全然狭いですし、道幅が狭いことによってたまたま通る車の危険性というのが高くなるように思われます。

冬になれば今の時期以上に道幅が狭くなると思いますし、そういうところを長い時間かけて歩くというのはより危険性が高くなるのではないかなというふうに思うんですけれども、それについてのお考えとか対処策というのをお聞かせいただけますか。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えをさせていただきたいと思います。

ご指摘のとおり、通学路を変更したことにより対象の児童は通学路の距離も時間も少し長くなりました。

しかし、実際に警察、教員が児童と一緒に通学をしましたが、車の通行は断然少ないということでございます。そのようなご報告も受けております。これまでの県道を通学するよりは安全性が確保されているとの判断をいたしまして通学路

の変更をしたものですからご理解をいただきたいと思います。

さらに、変更された通学路は、県道から西のほうの地区でございますけれども、松ヶ原地区の児童がこれまでも通学をしているということで全く新しい通学路ということではありません。

また、児童が長い距離時間をかけて通学することに危険性を感じるのとありますが、今回の通学路変更につきましては安全性を確保することを重視してのことです。学校も警察と協議しながら慎重に対応したということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 交通事故に対する安全の確保ということに関しましては、今課長おっしゃいましたように交通量が少ないということで理解することはできるんですけども、時間が延びることによって変質者に出会ったりとか、あるいは想像できないような不慮の事故に出会う可能性というのが、通学時間が長くなることによって高くなるというお考えはなかったんでしょうかね。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） 当然ご指摘になられたことにつきましては私どもも考えておりますけれども、今回、京都の事故につきましては歩道のない非常に交通量の多いところを通っていて、車がそこへ飛び出したというような状況を勘案しまして、多少通学路が長くなっても交通の安全は確保できると。

もう一つ、今ご指摘いただきました不審者対策とかそういったことにつきましては、当然市街地部を歩いてきますので、全然民家がない人通りのないところとはまた違いますので、そこら辺の安全の確保もできるかなという判断でございます。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 葵地区、それから木ノ下地区の件につきましてはよくわかりました。子供たちは大変でしょうけれども。それにしても冬期、雪が降ったときは長い距離を歩くのは余りにもかわいそうです。寒い中歩くわけですから、大人の都合で安全だろうということだけの判断をするのではなく、やっぱり子供の身になってもうちょっと考えていただけたらと思いますので、その点もう1回ご検討をお願いしたいと思います。

もう1点、今お話には出なかったんですけども、越坂とか松ヶ丘地区につきましてはやっぱり県道を通っての通学をしているんでしょうか。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） お答えさせていただきます。

越坂、松ヶ丘、いわゆる坂上地区でございますけれども、そこから通っている児童につきましては従来どおり県道を利用させていただくということで、吉野塚の集落に入って遠回りするというふうなこともあるんですけども。また、先ほどの話でないですけど、家屋連檐してございませぬし県道のほうが人通りもあるということで安全が確保できているのかなということで、従来どおりの方法ということでお願いをしているところでございます。

○議長（河合永充君） 教育長。

○教育長（青山慶行君） 先ほど冬期のことについて出ましたので。

これは通常、いつの場合でもそうですが、交通事情が変わったり、例えば工事などして危険になった場合、今までも協議しながら通学路を変更いたしております。その都度その都度、危険が生じた場合にはより安全なほうをとるようにしているところであります。

なお、冬期期間については、多分警察と何回も相談しておりますのでその部分もある程度考えているとは思いますが、冬期になって、冬期だけは通学路を変えるところもあるんです。もしそういうことであれば、より安全なところを通るように考えていきたいと思っております。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） 教育長、ありがとうございます。

冬期について心配されている保護者の方が何人もいらっしゃいまして、より遠くなることで大変なんじゃないかということをおっしゃってましたものですが、今のお話を聞いて、多分変更になってもっと距離が短くなったりより安全な方法がとられれば安心されるんじゃないかというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

先ほどの越坂地区なんですけれども、私が思うに、越坂のあの交差点のところから警察の交差点までの歩道のない県道を歩くのは、今ちょうど吉野塚のあの地区で道路工事が行われてますよね。中部縦貫道のと、それから県道の工事が行われて多分工事車両もかなり通ってるんじゃないかなと。私は毎朝見ているわけじゃないんでわからないんですけども、かなり通ってるんじゃないかなとい

うふうに思われます。そう考えると豊島繊維さんの横あたりは、ちょうど越坂のほうから出てきますと右側に豊島繊維さんがあって細い歩道みたいな、要するに仕切り線が引いてあってすぐ車道になっていますよね。どうしてもその危険性というのが、逃げ道がないようなところなんですね。片側がこう切り立ってますから。そういうところを通っていくというのは非常に危険だと思うんですけども変更はされなかったということで、その危険に対する対応はどのようにされるおつもりでしょうか。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） 今の越坂のみならず、すべての通学路につきましてはこれでいいというような安全策はどこもございません。常日ごろそういった社会情勢とか交通の事情、いろいろなことを勘案しながら、当然通学路につきましても見直しをかけていかなければいけないと思っております。

そういったことで、今後見直しをかけるというようなことで対応をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） ありがとうございます。

大人にしましても子供にしましても、同じ目的地に行くのにわざわざ遠回りをしていくというのは余りにもちょっと理不尽な話といえば話なんですよね。その安全性というのはよくわかるんですけども、それが大人のエゴにならないようにというふうに願っております。

いろいろ申し上げたんですけども、通学路が新しくなったということで、できれば新しくなったところだけでなく、地域の住民、その道路を利用する人にも通学路であることが認識できるように通学路という道路標示ですかね、「ここは通学路です」と道路に書いてあるところがよくあるんですけども、そういうふうなものを書いていただいて、通学路だということをだれが見てもわかるようなやり方をしていただいて、より子供たちの安全が守れるようにしていただければと思いますのでよろしく願いいたします。大切な子供たちですので、ぜひともみんなで守っていきたいと思いますので。

○議長（河合永充君） 答弁は。

○5番（長岡千恵子君） できましたら。

○議長（河合永充君） 学校教育課長。

○学校教育課長（末永正見君） あの通学路につきましては、学校、その他関係機関と標示の方法等を十分検討させていただきましてまた地域住民の方にお知らせをしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（河合永充君） 5番、長岡君。

○5番（長岡千恵子君） どうもありがとうございました。

いろいろ申し上げて申しわけなかったんですけども、対処していただけると思いますのでよろしくお願いします。

これにて私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（河合永充君） 次に、7番、川治君の質問を許します。

7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 7番、川治です。

通告に従いまして3問質問をさせていただきます。

初めに、中部縦貫道路建設は生きた教材であると思いますので質問をさせていただきます。

昨年の東北沖地震によります東日本大震災を教訓に、太平洋側での大規模災害の代替路線として、中京方面に通ずる中部縦貫道路を初め舞鶴自動車道や、北陸新幹線も敦賀までが事業認可されたことはだれもが知っていることかと思えます。特に福井北インターから大野インター間は平成28年の完成を目標に各地域で工事を進めております。このような大規模工事は、日本の技術を結集した施工技術で実施されております。

中でも永平寺町で施工されております福井北インターから越坂トンネル間は、現在、関西電力の鉄塔移転が完了いたしまして、吉野塚で橋脚32基のうち25基が既に完了してございまして、今年度は残り7基の橋脚と橋梁上部工やジャンクションの盛り土工事と地下道が建設予定となっております。国道416号線を通る人々は、変わりゆく永平寺町を目の当たりにして日々完成後の青写真を描くとともに、若い人たちに夢と希望を与えられる喜びを感じているのではないかと思います。

このような大規模な工事は、今後永平寺町内では二度とないかと思います。今こそ子供たちに日本の土木工学の粋を現場において生で見ることができると思っています。教室で幾ら熱弁を振るってもわからないものが現場で説明を受けることによって一目瞭然にわかり、心の奥深く鮮明に刻み込まれることかと思えます。

百聞は一見にしかずということわざがあります。ぜひとも子供たちに生きた教育をお願いしたいと思いますが、小中学生の現場見学についてどのように考えているのかお伺いをいたします。

初めに、小中学生の現場見学の計画があるかないかについてお伺いをいたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（河合永充君） 教育長。

○教育長（青山慶行君） お答えします。

中部縦貫道路建設については、私ごとですが、私も町民の一人として一日も早く完成して福井県民が手軽に岐阜県とか長野県へ行ける、それからまた東海とか中部のほうからたくさんの方々永平寺町に来られるということを期待しております。

ご指摘のことについては、いろいろな面で意義あることと思っています。特に子供たちにとっては、日本の高い土木技術を見たり体験したりすると同時に、今後将来にわたって郷土の思い出として残るのではないかと思います。

見学の計画のあるなしのことですが、各学校へ問い合わせはいたしました。ただ、見学する場合は、その学年とかどの程度にするかというのは非常に考えなければいけないし、どこで取り入れるかというのもちょっと考えなければなりません。現時点では吉野小学校で計画がありますが、他の学校では今後検討してみたいというところがございます。

以上です。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 私も国交省などへ時々行きますので、その件についてお伺いをいたしました。聞きますと、いつでも現場については説明をいたしますというふうに返事をいただいておりますので、何か今後検討していただきたいと思ひます。

また、現場での授業というのは、子供たちはもとより先生方にとっても有意義な教材となるかと思ひますので、今後検討をぜひともお願いしたいということでお願ひいたします。

○議長（河合永充君） 教育長。

○教育長（青山慶行君） ご指摘のとおり、工事の現場の見学というのは子供たちにとっても教員にとっても有意義な教材であると思ひます。また、この工事は来年、再来年と続くということもございまして、来年も含めて2学期以降、各学校で再

検討してもらうように進めたいところでございます。なお、庁内の建設課と連携をいたしまして、安全、有意義に工事現場の見学ができるようにまた進めていきたいと思っております。

今ほど、国交省のほうではいつでも見てくださいということをお聞きしまして大変うれしく思います。今まで中部縦貫道路の開通とか、そのほかトンネルの貫通式等にプラスバンドが出たり、その連携は少しやっではおるんですが、このことについて進めていきたいと思っています。

この工事については町民にとっても大変関心があるところだと思いますので、建設課とか生涯学習課と連携いたしまして、例えば親子見学会とか町政バス等も一つのところに入れたりすることも考えられるかと思っておりますので、関係課とまた話し合って進めていきたいと思っております。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） 今ほど教育長のほうからの答弁にもございましたが、私のほうから今までの取り組みなどをちょっと申し上げさせていただきたいと思っております。

中部縦貫自動車道につきましては、県と町が共催により「高速道路を考える」と題しまして、平成20年の11月に志比小学校6年生児童35名を対象に出前講座と見学会を行っております。

また、福井北から松岡間の2.2キロメートルの本線工事が始まるのを受けて、先ほど教育長が申しあげましたように、平成23年8月1日に、松岡吉野塚地係で地元、吉野小学校5年、6年生の16名が盛り土にくわ入れを行い工事の安全を祈願いたしました。未来につながる道路の工事着手にかかわり、思い出に残る体験をしていただきました。

また、平成23年11月4日には、町が主体となり、国、県の協力を得ながら志比小学校と上志比小学校の6年生52名や永平寺中学校及び上志比中学校の吹奏楽部の生徒46名が参加いたしまして、浅見トンネル内での浅見トンネル貫通を祝う会を開催し、実際に貫通発破の瞬間を経験し、中部縦貫自動車道の歩みと役割について映像を交えて学習するなど、まさに生きた教材による貴重な経験がありました。

今後もさまざまな機会をとらえて、中部縦貫自動車道の建設が有意義なものになるように関係機関と連携してまいります。

以上です。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） ただいまは前向きな回答をいただきまして、本当にありがとうございます。

次に、ボランティア活動に光をとということで質問をさせていただきます。

戦後生まれの団塊世代の人たちが第一線を退いた今、余暇のひとつを草花の手入れをしながら近隣の方々と談笑を楽しんでおりますが、時には友達や町内の知人たちと近隣の丹波篠山の10万本のユリの花、またびわ湖バレイ山頂のユリ園など、富山のチューリップフェアの散策を楽しみ、時には遠く北海道は富良野や礼文、利尻の自然の草花を求めるとともに遠く外国まで足を運ぶのはなぜでしょうか。町なかの雑踏から離れ、大自然の中に初夏の日差しを受け咲き誇る可憐な姿に、老若男女を問わずだれもが、心の安らぎと敷き詰めた草花の中に憩いの場と草花から何かしらの心の安らぎとストレス解消を求めての散策ではないかと思えます。しかし、いずれも足腰がしっかりとした健常者であります。足腰の不自由な老人の方々は、咲き誇る草花を求めて足を延ばすことができません。

こうした老人の方々に、お花を見ることによって心豊かなひとときを過ごしていただこうと、永平寺福祉センター永寿苑では長い間一人の方がボランティア活動をしてまいりました。春先の寒い時期から真夏の炎天下の中で苗づくりから花壇の掘り起こし、うねづくりを初め、植えつけ後の毎日の水やりなど、心のこもったお世話によりまして四季折々の色とりどりの鮮やかなお花を育てていただきました。永寿苑を訪れる多くの老人の方々には、美しく咲き誇る花壇を見ることによって心をいやすことができたことと思えます。

健常者の私たちも知ることができるかと思いますが、長い間お世話になった方も、高年齢と近年の天候異変による猛暑などから花壇のお世話を辞退され、四季折々に咲き誇った花壇は今サツマイモ畑にさま変わりしておりますが、町内の各種スポーツを初めさまざまな分野において、長い間、無報酬にもかかわらずボランティア活動を行い、各分野においてすばらしい成果を上げているかと思えます。

使い捨てるボランティアでなく、永平寺町として何らかの形で感謝の意をあらわすことができないかについてお伺いをいたしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川斉男君） ただいまのご質問でございますが、まず初めに、老人センター永寿苑において、長期間にわたりまして花壇の整備のボランティア

活動をなさっていただきました方に対しまして、心から感謝し、敬意を表する次第でございます。

今現在、永寿苑の玄関入り口付近ですけれども、サツマイモ畑というぐあいになっておりますが、何もしないでおくとまた雑草が生え景観も悪くなるというふうなこともございまして、永寿苑の指定管理者であります社会福祉協議会と協議を行いまして、永寿苑を利用していただいている高齢者の余暇の活動というんですか、そういうふうな活動の一環としてこの空き地を利用していただいて、余暇の一つになるかと思ひまして菜園の場をつくったわけでございます。

今後においても維持管理ということが必要になってまいりますので、植栽後のことについては、社会福祉協議会と今後ちょっとまた協議をさせていただきたいなと思っております。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 老人福祉施設、花壇の維持管理をしていただく後継者の育成ということですが、これについてはどのように考えているのかをお伺いしたいと思ひます。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川齊男君） 先ほど言いましたように、維持管理としまして、老人センター永寿苑をご利用なさっている高齢者の方の中には、長年にわたって自宅等での菜園作業とかをなさっておられる方が大勢おられると思ひますので、維持管理をしていただくグループというんですか、希望者というんですか、そういうふうなのを募りまして、高齢者の方の生きがいつくりのきっかけになりますように、また高齢者の輪が広がっていくようにと思ひまして、そういうふうなグループをつくりたいなと思っております。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 実を言いますと、敦賀市では公園の管理を地域住民と自主管理協定を結びまして試行的に導入するというんですが、本町ではこの制度を取り入れるのか入れないのかについてお伺いいたします。

○議長（河合永充君） 建設課長。

○建設課長（山下 誠君） まず公園の管理となりますと建設課のほうからということで、こちらのほうからお答えさせていただきます。

今、都市公園、松岡公園が1カ所、それとファミリーパークとかペンシルパークとか条例化の中で管理をするものが6カ所、それと開発行為により整備された

公園が9カ所ございます。今のところ、永平寺町におきましては、現在、公園などの遊具の修繕及び高木の剪定などは町が計画的に実施しております。公園内のごみ拾いや草刈りなどの維持管理につきましては地元でお願いしているところがございます。

今後は、今ほどの自主管理協定制度の内容を参考にさせていただきながら、行政と地元が役割分担することにより、公園の良好な環境保全と地域コミュニティの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） それでは最後ですが、きょうまでの長い間、各分野においてボランティア活動ですばらしい成績を上げてきた方々に対しまして何らかの形で感謝の意を表する意思があるのかないかについてお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（河合永充君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（長谷川齊男君） ボランティア活動をされている方の自発的な意思に基づき、無償でこれまで地域社会活動に対して大いに貢献された皆様の活動に対しまして、先ほど言いましたように感謝と敬意をあらわす次第でございます。

今後において、社会福祉や地域へのボランティア活動等により功績のあった個人及び団体に対しまして、ボランティア関係機関からの活動状況等の紹介等があれば活動の費用なり、それから社会貢献、福祉活動等への関心など大きな励みになると思いますので逐次推薦をさせていただきたいと思っております。

なお、町からの表彰というふうなお話でございますが、町の表彰規程による整理が必要だと思っておりますが、これまでにボランティア活動を行ってきていただいたお方、それから今現在もさまざまな形でボランティア活動をしておられる方がおります。そのような中で貢献度の度合いというんですか、そういうふうな評価の判断が大変困難であろうかなと思っております。どのボランティアさんの方を表彰していいのかとか、あるいはそういうふうな判断が大変非常に難しいと思いますので町としての表彰は大変難しいんでないかと思われまますので、ご理解のほどひとつよろしく願いいたします。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） できましたら何らかの形でお願いをしたいと思っておりますけれども、それも先ほど申しましたけれども、永寿苑のことにつきましてはやはり社会

福祉協議会ですか、そこから資料をいただければそれなりの成果があらわれるのではないかなど。また内容についてもよくわかるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、最後になります、ため池いわゆる堤の漏水防止対策を早急にとということで質問をさせていただきます。

近年の天候異変によりまして、ことしも昨年同様、1月から大雪に見舞われるとともに、寒暖の差も大きく、急激な天候異変による突然の突風や集中豪雨、また竜巻等によって甚大な被害をこうむりとうとい生命、財産を失ったことが新聞紙上で報道されております。

近年のこうした天候異変の異常気象によりまして集中豪雨による雨水は町内の小河川を濁流となって流れ出ますが、山間部の小河川に隣接する堤いわゆるため池ですが、これにも同時に濁流が流入することとなります。ため池は計画水位をはるかに超えて警戒水位までも達することが年に幾度かあるかと思えます。このような急激な増水と急激な自然排水によって、土でつくられた堤体の内側は水位の急激な上下によって内部のり面崩壊を起こします。内面崩壊による堤体からの漏水が起こっている箇所、また老朽化によるため池の漏水箇所は町内にも数多くあることと思えます。天候異変による夏場の渇水時期には、なくてはならない重要な施設でもあります。

ことは、谷口地区において県単事業としてため池の改修計画と調査を実施することとなっておりますが、堤体の本復旧及び町内のため池の漏水実態調査についてお伺いをいたしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

初めに、谷口地区の改修計画と調査についてお伺いをいたします。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

谷口地区の大谷ため池だと思いますけれども、平成23年度におきまして漏水調査を実施した結果、堤体のり面に亀裂が生じており、福井農林総合事務所との現地立ち会い確認を行った結果、議員おっしゃられるように、堤体内部に亀裂があり、洪水時の危険性が高く早急な対応が必要と判断をされました。堤体崩壊による下流区域への人家、公共施設、鉄道、国道への二次的被害の防止も含め、少しでも受益地への用水供給ができるよう、営農への影響を減らせるよう協議、検討いたしました。

今年度においては、町の事業としまして、県単小規模土地改良事業での早期着

手予算においてため池の応急対策緊急放水工事を既に発注しております。本年度転作対応予定の補助への用水を一部確保し、堤体の堤高を下げた防災上の対応を検討して計画を実施しております。

また、県との改修計画の協議の結果、事業費及び受益面積等の要件をクリアして、県が事業主体となって国庫事業での採択を受け入れるという回答を得ました。県では採択のための計画調査策定業務を720万円とし、委託して概算工事費を出す計画となっており、その委託料に対する町負担分4分の1については、現在6月補正にて180万円を計上させていただいているところでございます。

今後、平成25年度より農村災害対策整備事業による実施計画業務及びため池の改修工事を実施し単年度での完成を計画し、さらに平成26年度以降はため池関連の排水路改修工事を実施する予定とお聞きしております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） 念のために再度お聞きしますが、これ国庫負担も入るわけですね。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） 25年度から実施します調査設計業務と改修工事につきましては国庫と県費とが入ると、あと地元負担ということになります。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） それでは、2番目に町内のため池の漏水調査の状況ですが、これについてお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（河合永充君） 農林課長。

○農林課長（河合淳一君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在、町内には大小26のため池施設がございます。松岡地区に4カ所、永平寺地区に14カ所、上志比地区に8カ所ございます。このうち、平成23年度において松岡吉野堺地区、今現在の実施かける谷口地区、花谷地区の3カ所の漏水調査を実施し、いずれも大小の差はありますが漏水をしているということを確認しております。今年度においては轟地区、谷口の西側にあります大谷ため池の2施設の漏水調査を、かんがい期が済んだ以降計画しております。

また、ほかの残りのため池についても随時調査をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） どうもありがとうございました。

漏水調査後の今後の対策については、十分な検討を加えていただきまして前向きな対応をしていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（河合永充君） 川治議員、答弁がもう一つありますので。

農林課長。

○農林課長（河合淳一君） 先ほど回答させていただきました谷口地区の水谷ため池ということでことし調査に入るということで、訂正よろしくお願ひします。

○議長（河合永充君） 7番、川治君。

○7番（川治孝行君） ありがとうございました。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

30分から再開いたします。

（午後 4時23分 休憩）

（午後 4時30分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、9番、多田君の質問を許します。

9番、多田君。

○9番（多田憲治君） それでは、9番、多田でございます。

私も議員に当選させていただきまして約2年が経過しますが、この議会の議会活動として、議会と語ろう会と題し各地区へ何回か出向きまして町民の意見をお聞きする機会を与えていただきました。町民の意見はもとより、町民の参加者のアンケート回収の意見の中で、例えば「各課の課長に聞けばわかるような初歩的な一般質問をしている」とか大変手厳しい意見もいただきました。

そういう観点から、今回は課長に聞いても即答できないことを、通告により、今の時期こそ家庭用エコキュートに助成をという1点に絞って質問をさせていただきますので、理事者におかれましては前向きな答弁を申し添えておきます。

東日本大震災から1年余り経過しまして、復興予算より福島原発事故による脱原発が叫ばれ、エネルギー確保に重点を置き、国においても二者選択し、当面背に腹はかえられないということで、地元の理解を得て大飯原発は再稼働に踏み切

りました。世界、また全国民が注視している大飯3、4号機の再稼働について、地域の経済と住民の安心、安全の中挟みで大変苦慮されておりますが、原発にかわる新エネルギーの開発まで、世界に誇れる日本の先端技術の保持といかなる防災に対応すべく安全対策を願うものであります。

さて、原発がとまり、どの電力会社も電力不足で苦慮されており、夏場のこの3カ月間、関西電力では15%、北陸電力では5%の自主的な節電を企業や家庭に要請すると報道されております。一昨日の新聞では少し緩和されたと報道されておりましたが、大飯3号、4号機が再稼働するしないにかかわらず関西圏の電力需給はぎりぎりの状態であり、真剣に節電、省エネ対策を進める必要があると思います。

本町においても、エネルギーと環境を守るためにいち早く太陽光発電に補助しておりますが、北陸地方につきましては冬期間の積雪障害、また本町では中山間地域のため日照時間障害で機能が十分発揮できず、県、当町においても戸数全体の2%の推移であります。大型電気ショップのチラシを見ても省エネ、エコの商品合戦で、何一つ改革案が示されていないのが現状かと思えます。

こうした中、電力使用のピーク時の負荷の平準化の観点から、余剰電力が発生する深夜帯にエコキュートを稼働させることで電力会社が特許で国に申請し、国もこの施策を奨励し、購入家庭の数だけ電力会社に補助をしておりましたが、エコキュート補助は2年前に打ち切られまして、その後電力会社が助成をしておりましたが、電力会社の不振でその助成もこの7月に切られると聞いております。昨年原発事故で日本の原子力発電所がすべてとまり、脱原発のかけ声ばかりで現実的、具体的な代替エネルギー確保や需要抑制対策が進んでいない中、この時期こそエコキュート設備に助成し、電力負荷の平準化に協力すべきではないかと疑問も感じます。

最近、新聞で夏場の電力不足解消のためにピークシフトプランいわゆる時間帯別割引システム、また、企業向けには節電分を入札で買い取るネガワット取引を考案しているそうですが、まさしくエコキュートシステムで深夜は普通の電気料の3分の1であり、家計においてもお湯沸かしの灯油代、当時は1リットル35円でしたが現在は90円台を推移しており、家計を大変苦しめているのも現状かと思えます。このエコキュートシステム取り付けの普及率は現在私も調査をしておりますが、町民に密着したエネルギー施策として、新しく設備する家庭、また最近の設備は安価ですぐれているので、国が補助をしたとおり、取りかえも含

め地域を把握できる地元業者に設置した数だけ補助をし推進したらどうかと真剣に考えております。

当町は、水力発電市荒川発電所の稼働により電源地域振興補助金1,400万円が毎年交付されており、この清流と緑豊かな町名にふさわしく電力会社と協働しエコの町をアピールし、ピーク時の節電啓発も促す意味合いから、国、県はどうあれ、消費税率の改定が叫ばれている中、今のこの時期こそ、この時期こそ少しでも町民に還元する町独自の助成というものの考えはないのかお尋ねをいたします。

○議長（河合永充君） 環境課長。

○環境課長（栂山 勇君） ただいまのエコキュートのことについて答弁させていただきます。

本町においてはエネルギーと環境対策として、平成15年度から太陽光発電に対して補助金を行っているところでございます。現在までの設置状況ですけれども、平成23年度までに設置数が138件、平成24年度の申請は現在で13件あります。合わせて151件となっております。

また、エコキュートシステムの設置に対しまして、本町には助成金制度がございませんでした。過去においては国の補助金制度がありましたが、エコキュートシステムの価格が下がったこともあり国の補助金は平成22年度に廃止となっております。

本町では、家庭でできる地球温暖化対策の一環としてCO₂の排出抑制に有効なエコキュートの設置に対し、町単独の助成ができないか前向きに検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（河合永充君） 9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 今の環境課長の答弁でございますが、この題名にありましてとおり、今この時期に、電力会社の補助もなくなり消費税率の改定が叫ばれている中、前向きに検討しますじゃなしに、私先ほど申しましたとおり通告でございますので、もう少し前向きのだからこうという答弁をひとついただきたいと思います。

○議長（河合永充君） 環境課長。

○環境課長（栂山 勇君） 今言われましたこの町の助成につきましては前向きにということでお願いしておりまして、また関係機関と相談をしまして、議員さんが

おっしゃりますようにできるだけ助成ができるかというふうに前向きに行いたい
と思いますので、私のところでは今そういう、まだ助成の金額等もございませ
ので各課と協議していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（河合永充君） 9番、多田君。

○9番（多田憲治君） 私もこういう材料でございまして3回以上の答弁は求めませ
んが、町内の電気商とかそういう個人の方も、前回、小学校の太陽光につきまし
ても、教育課長のほうからあんだけの大きいパネルを設置しているんですが年間
10万円ぐらい安くなるかというふうな形でございまして、やはりそれにかわ
るエコキュートというものの、この電気の負荷の平準化ということをもう少し検
討していただきたいと思ひます。

これ以上申しませんが、前向きな施行に向けてひとつよろしくお願ひをいたし
ます。

終わります。

○議長（河合永充君） 暫時休憩します。

（午後 4時 分 休憩）

（午後 4時 分 再開）

○議長（河合永充君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したい
と思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河合永充君） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会します。

なお、あす19日は定刻より本会議を開会したいと思ひますので、ご参集のほ
どよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 4時41分 延会）